

# 令和5年第6回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月20日（水曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年9月20日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章  
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課参事 佐々木 智紀
産業振興課長 森池 和哉	建設課長 塩谷 慎嗣
建設課参事 伊藤 富美雄	健康福祉課長 阿部 充幸
健康福祉課参事 小坂橋 憲仁	水道課長 蟹谷 光宏
水道課参事 谷村 英俊	総合支所長 大窪 好己
商工観光課長 村上 純一	会計課長 下出 佳史

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5		行政報告
日程第6	報告第2号	令和4年度安平町財政健全化判断化比率及び資金不足比率の報告について
日程第7		一般質問
日程第8	認定第1号	令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	認定第2号	令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第3号	令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第4号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第5号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第6号	令和4年度安平町水道事業会計決算の認定について
日程第14	議案第1号	安平町史編さん委員会設置条例の制定について
日程第15	議案第2号	安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第3号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第17	議案第4号	財産の取得について
日程第18	議案第5号	令和5年度安平町一般会計補正予算（第4号）について
日程第19	議案第6号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第20	議案第7号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第21	議案第8号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第22	意見案第1号	現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）について
日程第23	意見案第2号	核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）について
日程第24	意見案第3号	再審法制の改正を求める意見書（案）について

日程第25	意見案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)について
日程第26	意見案第5号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について
日程第27		議員派遣の件について
日程第28		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第29		経常常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第30		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第7 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
7番	三浦恵美子

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。第6回安平町議会定例会のご案内を致しましたところ、議員各位並びに説明員の皆様方にご参集いただきましてご苦労様です。6月定例会以降、北海道、特に安平町含めてですが高温多湿な天候で農作物の生育状況等を危惧していたところですが、後ほど経済委員会の方から説明があると思いますが、視察の状況等では大体平年並みとの報告を受けていたところでした、まずはそのところは安心かなと。ただ危惧されることは品質にもう少し時間がかかると。いい品質であればいいなということでした。また、例年になく降雨量が多く部分的に色々災害が出る場所がありますが、他県、他の町村に比べますとまだまだ私たちの町にはそれほど大きな被害はなかったと認識をしています。ただ、こういった状況でするので安平町としても色々な対策を考えていかなければいけない時期にきたのかなとは感じているところです。また、コロナについても6月以降5類に下がったということで対面での事業、各地域の行事ですとか会議等も対面で行われるようになってコロナ前にだんだん少しずつではありますが復帰してきたという感じを受けていますし、これからのそれぞれの感染症対策をしながらこの状況を維持して例年のような対面で色々な活動ができる状況ができればいいなと考えています。今回の議会もその辺に留意をされまして議員の皆様、説明員の皆様方も体調管理をしながら審議に努めていただければなということをお願いして開会前の挨拶とさせていただきます。

なお、9月定例会におきましてもクールビズとなりますので、暑い場合は各自上着等を脱いで審議していただければと思います。また、本日11時から全国一斉のJアラートのテストがありますので、時間になりましたら休憩を挟みたいと思いますのでご承知おき願います。

会議の前にご報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありましたので報告します。また、説明員の税務住民課菊地課長は療養中のため欠席となります。それでは開会します。

---

〔開会・開議 午前10時00分〕

### ◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、只今から令和5年第6回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定により

4番 鳥越真由美 議員  
7番 三浦美恵子 議員 を指名致します。

---

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。  
本年6月定例会以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。  
次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査の報告の申し出がありますのでこれを許します。初めに経済常任委員会の報告をお願いします。

〔鳥越経済常任副委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。  
○経済常任副委員長（鳥越真由美君） 所管事務調査報告を致します。  
「資料朗読」

令和5年9月1日

安平町議会議長 多田 政拓 様

経済常任委員会  
副委員長 鳥越真由美

## 所管事務調査報告書

本委員会は、付託事件閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

#### 1 調査目的 所管事務調査の協議

- (1) 事 件 安平町商工会三役及び建設協会三役との懇談
- (2) 日 時 令和5年8月24日(木)16時28分～18時11分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎 議員控室
- (4) 出席委員 鳥越副委員長、米川委員、高山委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長
- (6) 商工会出席者 小林会長、小山副会長、福田副会長
- (7) 建設協会出席者 阿部会長、瀧本副会長、渡辺副会長
- (8) 商工会事務局 熊谷事務局長

(7) 事 務 局 木林事務局長、石塚補佐

(8) 結 果 最初に商工会の懸案事項となっている、追分ふれあいセンターいぶきの取扱いと町から商工会に交付されている各種事業補助金の継続について要望があり、その後意見交換を行った。追分ふれあいセンターいぶきは建設時の寄付金の問題や補助金の問題については整理したことから、町へ無償譲渡したい意向であることを確認した。

次に建設協会からは既に町長に要望している町単独事業の経費率の見直しなど3件の要望事項について意見交換を行うとともに、町政策推進課長から現在の検討状況について報告がなされた。

最後に商工会から燃料や資材、電気代の高騰が続く中、以前に苫小牧市で実施した高圧の電気料金高騰対策による電気料金の支援などを安平町においても検討を求める意見がありました。

次に参ります。2件目の所管事務調査の報告をいたします。

「資料朗読」

令和5年9月11日

安平町議会議長 多田 政拓 様

経済常任委員会  
副委員長 鳥越 真由美

## 所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査目的 所管事務調査
- (1) 事 件 農作物の生育状況調査について
- (2) 日 時 令和5年9月7日(木) 13時28分～16時14分
- (3) 場 所 総合庁舎議員控室及び町内一円(各圃場)
- (4) 出席委員 鳥越副委員長、米川委員、高山委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長、胆振農業改良普及センター東胆振支所 石原係長
- (6) 説明員 産業振興課 森池課長、上岡課長補佐、藪中主幹
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8) 結 果

本年度の農作物の生育状況調査のため委員会を開催しました。はじめに総合庁舎議員控室において産業振興課から本年度の新規就農の状況や調査の行程等について説明を受け、引き続き胆振農業改良普及センターから各農作物の生育状況について説明を受け、委員からは近年の高温に対する対策などについて質疑を行い理解を深めたところです。

説明終了後、現地調査のため町バスにて現地に向かい、水稻及び子実トウ

モロコシ、馬鈴薯、有機大豆、アサヒメロンの各圃場において生育状況などについて現地で担当者から説明を受けるとともに新規就農されたメロン農家2戸の生産者から直接話を伺い現地調査を終了しました。

各作物の生育状況は総体的に生育は平年よりかなり早く進んでおりますが、高温の影響などにより品質面や収量への影響が懸念される作物があり、作物別の生育状況は次のとおりとなっております。

最後に令和元年から作付面積が増加している加工用馬鈴薯（ポテトチップス用）は、当初生産者4名約9ヘクタールでスタートしましたが、現在は13名、内安平町内の生産者は6名、面積85ヘクタールと大きく成長しており、本年11月に地元産の加工用馬鈴薯を原料とした商品が販売される見通しです。

もう一つ作付が増えているナタネですが、全道的に品種が変わり来年产のナタネの種は安平町で生産された「ペノカのしずく」という種が使用されるとの説明を受けましたのであわせて報告いたします。

## 1. 気象状況

4月の降水量は前年に比較し105mm程多かったが8月は前年より217mm少なく、4月から8月の降水量の合計は518mmと前年より161mm程少なかった。

日照時間は、4月から5月までは前年より100時間程短かったが、6月以降は前年を上回り、4月から8月までの合計では約815時間とほぼ前年並みで平年より約60時間長かった。

平均気温については、4月から6月までは1℃から2℃高めに推移し、7月には3℃、8月は4℃以上高い気温で推移した。

## 2. 作物別生育状況

### (1) 水 稲

生育は高温多照により10日早く進み、9月7日、8日が成熟期（刈取り適期）と見込まれている。

穂数はやや多く籾数も若干多いため収量は期待できるが、穂が出てから高温が続くと胴割れや乳白腹白による品質の低下が懸念される。

### (2) 小 麦（収穫済）

小麦の収穫量はほぼ前年同様の見込みとなっている。等級ごとの数量もほぼ前年同様総じて平年と同じ見込み。

### (3) 馬鈴薯

加工用馬鈴薯の収穫は9月初旬から始まっている。1株のいも数が少ない品種もあるが全体的にはいも数もそこそこあり、大きさも揃っており平年並みである。



#### (4) 大豆・小豆

豆類は生育が進み、大豆で7日、小豆で6日生育が早い。

小豆については暑くなると丈が伸びる性質があり、養分がとられ鞘付きが若干悪くなるため着莢数は平年より少ない。また、この高温によって莢の中に幼虫が入る虫の発生が見受けられるため、収量への影響が危惧される。

#### (5) てん菜

てん菜の根周の大きさは平年並みから太く、低温を好む作物だが生育は早く進んでいる。高温の影響による褐斑病により糖分への影響が心配される。

#### (6) 飼料作物

牧草は順調に生育し1番草は品質も良く収穫され、2番草は生育が4日早く8月28日に収穫期を迎えている。

サイレージ用とうもろこしは、11日早く生育が進み、身も大きく丈もある。

以上

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。次に議会改革調査特別委員会の報告をお願いします。

[梅森議会改革調査特別委員長挙手]

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番梅森です。

令和5年8月21日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 梅森 敬仁

### 議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会

会議規則第76条の規定により報告します。

## 記

- 1 調査の目的 議会改革の調査
- (1)事 件 議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）について
- (2)日 時 令和5年8月9日（水）午前9時55分～11時17分
- (3)場 所 厚真町議会 会議室
- (4)出席委員 梅森委員長、工藤隆男副委員長、工藤秀一委員、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員
- (5)欠席委員 田村委員、三浦委員
- (6)委員外 多田議長、総務課情報グループ池田参事、塩月主査
- (7)事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8)結果（概要）

令和5年中に実施予定の議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）に向けて、既にペーパーレス化に取り組んでいる厚真町議会を訪問し、ペーパーレス化に取り組んだ経過やメリット・デメリットなどについて説明を受けた後、実際に使用している会議システムを使用し、その後意見交換を行い調査を終了しました。

以上

8ページをご覧ください。2件目については、

「資料朗読」

令和5年9月11日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

## 記

- 1 調査の目的 議会改革の調査
- (1) 事 件 ①議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）について  
②議会懇談会について
- (2) 日 時 令和5年9月6日（水）午前10時00分～
- (3) 場 所 総合庁舎議場
- (4) 出席委員 梅森委員長、工藤隆男副委員長、工藤秀一委員、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員
- (5) 欠席委員 田村委員
- (6) 委 員 外 多田議長
- (7) 説 明 員 総務課情報グループ 池田参事、塩月主査
- (8) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (9) 結果（概要）

令和5年度中に実施予定の議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）に係る補正予算について説明を受けるとともに具体的な端末や会議システム、実施の時期などについて協議し、議会のペーパーレス化は強制ではなく弾力的に進めることとし、導入の時期は令和6年3月を目標とすることに決定しました。

議会懇談会については12月上旬に一部会場を変更して前年同様4地区で実施をすることに決定しました。

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に議会運営委員会の報告をお願いします。

〔高山議会運営委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山委員長。

○議会運営委員長（高山正人君） はい、高山です。議会運営委員会の所掌事務調査について報告します。1回目の委員会は

「資料朗読」

令和5年6月30日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

### 所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

#### 記

#### 1 調査目的 所掌事務調査

##### (1) 事 件

①令和5年第4回安平町議会定例会（議事運営）の反省について

(2) 日 時 令和5年6月22日（木）17時28分～17時40分

(3) 場 所 安平町総合庁舎議長室

(4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆委員、梅森委員

(5) 委員外 多田議長

(6) 欠席委員 田村委員

(7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

##### (8) 結 果

令和5年第4回定例会の議事運営の反省を事件としましたが、大きな課題はありませんでした。

以上

2件目は、

「資料朗読」

令和5年9月14日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会  
委員長 高山 正人

## 所掌事務調査報告書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 調査目的   | 所掌事務調査   |
| (1) 事 件  | 令和5年第6回安平町議会定例会の議事運営について   |
| (2) 日 時  | 令和5年9月14日(木) 9時55分～10時48分  |
| (3) 場 所  | 安平町総合庁舎 議員控室   |
| (4) 出席委員 | 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆委員、梅森委員  |
| (5) 欠席委員 | 田村委員   |
| (6) 委員外  | 多田議長   |
| (7) 説明員  | 田中副町長  |
| (8) 事務局  | 木林事務局長、石塚課長補佐  |
| (9) 結 果  | 令和5年第6回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受け質疑を行った後、議会提出案件及び議案審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。<br>協議の内容については別紙のとおりです。 |

協議内容については次ページをご覧ください。付議案件等、町長提出案件につきましてはこの後行政報告におきまして町長から提案説明がされるので報告を省略します。

## 別 紙

### 議会運営委員会協議決定（確認）事項

#### 1 付議案件等

##### (1) 町長提出案件 15件

- ①報告案件 1件（令和4年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告）
- ②認定案件 6件（令和4年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算の認定）
- ③条例制定等2件（安平町史編さん委員会設置条例の制定、安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定）
- ④補正予算 4件（令和5年度一般会計（第4号）、国民健康保険事業特別会計（第2号）、介護保険事業特別会計（第2号）、公共下水道事業特別会計（第2号））
- ⑤その他 2件（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、財産の取得）

##### (2) 議会提出案件について 8件

- ①報告案件 1件（例月出納検査報告）
- ②意見案件 3件（別紙のとおり）
- ③その他議決を要するもの 4件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件）

#### 2 会期について

9月20日（水）から21日（木）までの2日間とし、22日（金）を予備日とすることに決定しました。

#### 3 議事日程について

本委員会開催までに意見書の提出が3件あったので、その日程を追加した議事日程を開会当日に配布し、さらに議会開催日前までに意見書等の提出があれば議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布し議事を進めることに決定しました。

#### 4 一般質問について

7名の議員から18件の通告がありました。（別紙配付のとおり）

1議員、質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また通告内容を逸脱せず質問、答弁とも簡潔に行っていただきたい。

5 令和4年度各会計決算の審議方法について

議長が6件を一括議題に付し概要説明を受けた後、議長発議により議長と議選の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定しました。また、委員長及び副委員長互選のため暫時休憩し委員会を開催することに決定しました。

6 会期中における感染症対策について

これまで同様、基本的な感染症対策を励行するとともに発熱、咳、喉の痛み及び倦怠感などの症状がある場合は、出席を控えられますようお願いいたします。

7 クールビズについて

9月定例会においても軽装で出席しても差し支えないものと決定しました。

以上

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。次に一部事務組合議会の報告について。  
胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔箱崎胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） はい。過日開催された胆振東部消防組合議会について報告致します。

「資料朗読」

令和5年9月1日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 箱崎 英輔  
同 工藤 秀一

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和5年第2回胆振東部消防組合議会定例会
- 2 開催日 令和5年8月29日（火）午前10時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経過 議長の開会開議宣言の後、議事日程の報告、会議録署名議員の指名が行われ、次に本定例会の会期を1日限りと決定し、行政報告の後提案理由の説明を受け議事に入り同意5件、認定1件、議案7件、報告1件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 同意第1号～5号 胆振東部消防組合情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

全件原案同意

※胆振東部消防組合情報公開・個人情報保護審査会委員として5名の委員の選任に同意しました。

- (2) 認定第1号 令和4年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について

原案認定

※令和4年度胆振東部消防組合歳入歳出決算が原案どおり認定されました。

- (3) 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

原案可決

※加盟団体の加入に伴い規約の変更が生じるため提案するもの。

- (4) 議案第2号 胆振東部消防組合の議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

原案可決

※組合の非常勤公職者に「情報公開・個人情報保護審査会委員」と「産業医」を追加するもの。

- (5) 議案第3号 胆振東部消防組合火災予防条例の一部改正について

原案可決

※消防法施行規則及び省令の一部改正に伴い、規制の対象となる電気自動車等の急速充電設備の200キロワット以下の上限の撤廃と喫煙所の標識等の取扱いについて改正するもの。

- (6) 議案第4号 財産の取得について

原案可決

※指名競争入札により、高規格救急自動車を取得し、消防署穂別支署に配置するため議会の議決を得るもの。（取得金額39,259,000円）

- (7) 議案第5号 財産の取得について



原案可決

※指名競争入札により、油圧救助資器材を取得し、消防署安平支署に配置するため議会の議決を得るもの。(取得金額12,540,000円)

(8) 議案第6号 財産の取得について

原案可決

※指名競争入札により、防火服(27式)を取得し、消防署安平支署に配置するため議会の議決を得るもの。(取得金額8,731,800円)

(9) 議案第7号 令和5年度胆振東部消防組合補正予算(第1号)について

原案可決

※補正予算の歳出は、消防本部費では、情報公開・個人情報保護審査会委員及び産業医の報酬の計上。厚真消防施設費では、消防新庁舎の用地測量委託業務費と災害対応用のドローンの購入費を計上するもの。歳入は分担金と繰越金、消防債を増額するもの。

(10) 報告第1号 現金出納例月検査の結果報告について

報告済

※監査委員から7月26日に実施した令和4年度2～5月分及び令和5年度4～6月分の現金出納例月検査の結果報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

以上

以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦勞様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

---

◎ 日程第3 会期の決定

○議長(多田政拓君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり9月20日水曜日から21日木曜日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は9月20日から21日までの2日間に決定致しました。なお、9月22日を予備日と致します。

---

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、これをもって報告済みと致します。

---

◎ 日程第5 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第5、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） おはようございます。令和5年第6回安平町議会定例会にご参集の議員の皆様、大変ご苦労様です。また、傍聴にお越しいただきました皆様、そしてあびらチャンネルで議会中継をご覧いただいています町民の皆様におかれましてもどうぞよろしく申し上げます。

さて、北海道胆振東部地震から5年が経過しましたが、これまであびらチャンネルの取材などを通じて撮影しました貴重な写真や映像などを編集しなおし、震災からの復旧復興の5年間を振り返るとともに先月31日から9月1日にかけて実施されました早来学園における防災キャンプを含めた震災の特別番組として9月16日からのあびらチャンネルで放送していますので、ぜひご覧いただけたらと思っています。そしてこうした番組を通じて防災意識の向上を図るとともに引き続き防災減災につながる取り組みを進めて参ります。また、これまで全国から様々な形でのご支援をいただきながら災害復旧復興事業を進めて参りましたが、懸案となっていました早来中学校の再建による早来地区義務教育学校、早来学園も8月26日に開校記念式典を挙行することができたことによりまして復興まちづくり計画に基づく大型事業については今年度から来年度の2か年で実施しています町民センターの耐震化に合わせた防災支援施設としての改修事業や令和6年度から7年度にかけて計画しています防災倉庫建設事業などを残すのみとなっています。今後は本年度からスタートしました安平町総合計画後期基本計画4か年計画や本年7月に完成しました安平町デジタルトランスフォーメーションDX推進計画などを

推進することによりまして、震災とコロナ禍を乗り越え未来へ飛躍するふるさとづくりを進めて参りたいと考えていますのでどうぞよろしくお願い致します。それでは早速ですが、令和5年第5回安平町議会臨時会以降の行政事項3件についてご報告を申し上げさせていただきたいと存じます。

まず1件目ですが、北海道文教大学と厚真町、安平町及びむかわ町との包括連携に関する協定締結についてです。こちらは安平町を含む東胆振3町の人材育成や教育、研究、町民の健康の増進及び地域の活性化などの各分野において地域社会の発展に寄与することを目的として、令和5年7月10日北海道文教大学と厚真町、安平町及びむかわ町の4者による包括連携協定を締結しましたことをご報告いたします。本協定は東胆振3町の地域活性化や地域課題解決に向けて健康増進や観光振興などのあらゆる分野における人的、知的、物的資源の相互活用や政策の共同研究を通じて連携を図り、適宜必要な協議を行いながら地域社会の発展に取り組んでいくものです。以上、北海道文教大学との包括連携協定の締結についてご報告致します。

次に2件目です。エイコーエナジオ株式会社とのゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定の締結についてです。こちらは安平町の環境、エネルギーの分野において相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効率的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現並びに地域課題の解決により地域の魅力及び質の向上に資することを目的として令和5年6月26日にエイコーエナジオ株式会社と連携協定を締結しましたことをご報告致します。本協定は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーなどの利活用及び導入を拡大し省エネルギー対策の推進を図るとともに、災害に強いまちづくり及び脱炭素による活力ある地域社会の実現に向けて取り組んでいくものです。以上、エイコーエナジオ株式会社とのゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定の締結についてご報告致します。

続いて3件目です。農村滞在型余暇活動機能整備計画の更新についてです。町では更なる農業、農村の総合的な振興や活性化を図ることを目的に平成30年度に農村滞在型余暇活動機能整備計画書を策定しておりますが、令和4年度で前計画が満了したことに伴い、今年度新たに令和9年度までの5か年計画を作成しました。本計画は当町の農業の現況や体験、観光施設等の状況及び農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針などで構成されており、令和5年5月22日から6月12日にかけて行ったパブリックコメントにより提案があった意見を踏まえて7月に作成を完了し、8月に北海道へ計画更新の報告を行いました。今後は本計画を元に都市と農村の交流促進や農業や観光など農商工など関連産業の連携による更なる地域振興を図ってまいります。なお、今回更新した令和5年度から令和9年度までの5か年計画は別添資料のとおりです。以上、農村滞在型余暇活動機能整備計画について

ご報告します。

以上、行政報告3件を申し上げさせていただきました。次に先に本定例会に私どもの方からご提案させていただいています案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員長様からもご報告がありましたとおり、報告案件が1件、認定案件が6件、条例案件は2件で、その内訳は条例の制定1件と条例の一部改正1件となっています。さらに補正予算案件が4件、その他の案件として北海道市町村職員退職手当組合理約の変更が1件、財産の取得、こちらはスポーツセンターの氷上整備車の購入ですが、こちらが1件。総計15件についてご提案させていただいているところです。

最初に報告案件1件ですが、こちらは令和4年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告となります。

次に認定案件6件ですが、1件目は令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。2件目は同じく令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。3件目は令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。4件目は令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。次に5件目、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。次に6件目、令和4年度安平町水道事業会計決算の認定についてです。

次に条例案件2件ですが、1件目は安平町史編さん委員会設置条例の制定についてです。こちらは安平町史の編さん業務を円滑に推進するために安平町史編さん委員会を設置することから、安平町史編さん委員会の設置に関する事項を定めるためこの条例の制定について提案するものです。次に安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは電気料金の高騰に伴い利用料金を改定するため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算案件4件ですが、1件目は令和5年度安平町一般会計補正予算（第4号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ7080万4000円を追加し、歳入歳出総額86億2208万7000円とするものです。次に2件目、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ210万2000円を追加し、歳入歳出総額9億615万8000円とするものです。次に3件目です。令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。初めに保険事業勘定、こちらは歳入歳出それぞれ188万1000円を追加し歳入歳出総額11億1947万1000円とするものです。次に介護サービス事業勘定です。こちらは予算の組み替えにより歳入歳出それぞれ変更はありませんが歳入歳出総額861万2000円とするものです。最後に4件目、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ202万4000円を追加し、歳入歳出総額7億9986万1000円とするものです。

次にその他の案件2件です。1件目は北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてです。こちらは後志広域連合の加入に伴い北海道市町村職員退職手当組合理約別表(2)一部事務組合及び広域連合の表を改めることによる規約の変更が生じたため本案を提案するものです。次に2件目の財産の取得についてです。こちらは財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。これら提出案件の事項の具体的な内容などについては、それぞれ上程されました段階で副町長又は担当課長、担当参事等から詳しくご説明申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたのでご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。また、事務的な事項に関することについては別添配布しています事務報告書をご参照願います。補足説明することは特にありませんので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長(多田政拓君) ご苦勞様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 行政報告2ページ目の3番目、農村滞在型余暇活動機能整備計画の更新について確認させていただきたいのですが、こちら計画の大まかな内容はどのようなものかお知らせいただきたいのと、こちらの詳しい内容を平成30年の計画の検証も含めて説明の場を設けていただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長(多田政拓君) 配布されているよね。

○議会事務局長(木林一雄君) 配布されていますよ。

○議長(多田政拓君) 三浦議員にお尋ねします。この計画書はもう配布されていると理解していますが、いかがですか。

○7番(三浦恵美子君) あ、はい。ちょっと読み込んでもわからない部分もあって一度この計画の説明の場があったら助かるということで要望だったのですが、いかがですか。

○議長(多田政拓君) 答弁できますか。

[村上商工観光課長挙手]

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） まず今回の計画書の主なポイントになりますが、こちらの計画ですが、上位法として国の農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律というものがあまして、その法律の中で市町村計画で定める事項が規定されています。その内容というのが農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針、それから農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項、そして農作業体験施設等の整備に関する事項、その他必要な事項というのが法で定められているのですが、その内容を中心に網羅したものとなっています。この市町村の計画を立てることによりまして都市計画の市街化調整区域で施設整備する際に本計画書に記載がある施設であれば規制が緩和されて整備がよりスムーズになるというものなので、現段階において関係課と協議した上で想定される施設を記載したものとなっています。中身、もし詳しいご説明が必要ということであれば商工観光課の方に来ていただければご説明したいと思っていますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○3番（小笠原直治君） 三浦議員と関連なのですが、今三浦議員の方から説明の場を求めているわけですし、私も今回資料入っているのですねこれね。私の能力ではちょっと読んでも理解できない部分もあるから、これら含めてこの計画書の中身についてね、いわゆる話し合いの場ができれば私は再度求めて、三浦議員もそうだと思いますが、私の方も貰っただけで理解できる方もいると思いますが、いちいち村上課長のところに何回も行くよりは1回でこういうことですよということを要望しているのですが、その点についてはその方が早いと思うのですがいかがですか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 複数ご意見があるということですので、ちょっと内部で協議をさせていただいて、その上で検討させていただければと思います。

○議長（多田政拓君） よろしいでしょうか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

---

◎ 日程第 6 報告第 2 号

○議長（多田政拓君） 日程第 6、報告第 2 号令和 4 年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。説明を求めます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 報告第 2 号朗読

報告第 2 号

令和 4 年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 4 年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

令和 5 年 9 月 20 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

裏面をご覧ください。令和 4 年度安平町財政健全化判断比率については 4 指標とも早期健全化基準を下回り、健全な水準となっています。

財政健全化判断比率における各指標の内容を説明させていただきます。まず実質赤字比率については、一般会計の実質収支額が 1 億 4899 万 6000 円の黒字となっていますことから実質赤字比率は算定されません。

次の連結実質赤字比率については、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額合計では 1 億 8239 万 7000 円の黒字、また公営企業会計である水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の剰余額合計は 6339 万 7000 円となっており、一般会計を含めた全会計では 3 億 9479 万円の黒字となっていますことから連結実質赤字比率についても算定されません。

続いて実質公債費比率については公債費や債務負担行為などの公債費など

に準ずる経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年平均となりますが、令和4年度決算では10.3%となり前年度から0.2ポイント増加しています。また、単年度決算では11.2%となり前年度と比較しますと1.2ポイント増加しています。これら主な要因としては、分子となる起債の元利償還金の減少やLED照明設置事業などにより分子全体で4450万3000円増加したことと、分母要因として標準財政収入額において562万7000円が減少したことによるものです。

次の将来負担比率については、地方債や職員の退職手当負担見込み額など一般会計が将来負担すべき額を標準財政規模を基本とした額で除したのですが、令和4年度決算では25.7%となり前年度から7.6ポイント減少しています。主な要因としては公営企業会計債など繰入見込額の減少や充当可能財源が増加し2億9715万1000円減少したことにより分子全体の数値が減少したことによるものです。

続きまして公営企業会計による資金不足比率については水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足は生じたいないため算定されません。なお、監査委員の審査意見書は別添のとおりです。

以上、令和4年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件については以上で報告済とします。

---

## ◎ 日程第7 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第7、一般質問を行います。確認のため申し上げます。一般質問は一議員質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営副委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いします。理事者側の答弁もそのようお願いします。なお、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いします。

それでは通告順に発言を許します。はじめに7番三浦恵美子議員の一般質



問を許します。

**【通告No. 1 7番 三浦 恵美子】**

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 三浦です、よろしく申し上げます。私は9月6日で北海道胆振東部地震が5年を迎えたことを受け、防災減災の検証について取り上げさせていただきます。

まず1件目、北海道胆振東部地震の検証について。安平町生活復興調査の結果を地域防災計画に反映させる具体的な内容について伺っていきます。昨年度の答弁では地域防災計画について12の提言の中で重要な内容を、盛り込む内容を検討すると答弁いただいていたのですが、現在の進捗をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 安平町生活復興調査の結果を地域防災計画に反映させる具体的な内容というご質問で、今議員がおっしゃったとおり昨年同様の質問の中で今後反映させるべきものがあれば検討を進めていくというご答弁をさせていただいています。その具体的な内容についてのご質問ですが、2つ目のご質問でももう少し詳しく答弁させていただきたいと思っておりますが、生活復興調査の提言検証報告の中にありました職員体制の明確化という部分がありますが、このことについて現在地域防災計画に反映させるよう現在検討しているところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、今ご答弁いただいたことも踏まえて次に行かせていただくのですが。災害対策にかかる役場庁舎の機能について、追分総合支所の位置づけ、機能の明確化について、こちら庁舎間の情報共有や被災者支援の具体的な内容について伺っていきます。昨年の答弁では庁舎間での連絡を臨機応変に取り合っ対応していきたいと。令和3年度の9月議会でも追分総合支所に全ての権限を持たせることはないが緊急時はありえるというふうに臨機応変にと答弁されていましたが。地域防災計画に反映させるとおっしゃっていて今1つ前にもご答弁いただきましたが、追分総合支所について

は地域防災計画の中で災害対策本部への明確な位置づけが必要ではないかと思うのですが、計画中で2の2の住民対策部の部長には追分総合支所長が配置されていますが、こちらもどのように機能し、どのように情報が流れていくかということも具体化されていましてら合わせてお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず総合支所の位置づけ及び機能の明確化という点に関してですが、現状の地域防災計画において住民サービス課は住民対策部の生活支援班、商工観光課は経済対策部の商工労働班となっています。また一方、夜間や休日に地震が発生した場合の初動の場合においては職員が居住している地域の庁舎に登庁することとなっているため、地域防災計画における災害対策本部組織のとおりにはいかないという面もあります。このことからこれまでも同様のご質問をいただいた際にその時々状況に応じて臨機応変に対応するというご答弁をさせていただいていましたけれども、この初動の部分で総合支所においてはこれまで支所に出勤してきた職員の中でそれぞれ役割を分担していただき対応をしまして、また、それが機能していたと思っています。

そして次のご質問の庁舎間の情報共有や被災者支援の内容の部分にもつながるところですが、被災者支援というのは地域地区によって差があってはならないというのが基本でして、そのために一番重要となってくるのがそれぞれの情報の共有となると思っています。情報共有についてはこれまで電話ですとかパソコンのグループウェア等のソフトウェアで行っていましたが、今年度両庁舎及び各公民館にそれぞれパソコンを配置してインターネット回線で結ぶ遠隔窓口相談サービス事業を現在進めているところです。これはカメラで相手を映しながら話ができる、いわゆるビデオ通話のようなシステムですが、1対1の通話だけではなく複数の拠点を同時に接続してのやりとりも可能なものとなっています。災害時には両庁舎、また、各避難所をそれぞれ接続してリアルタイムで情報共有するという使い方も想定しています。このシステムを使用すれば庁舎間の意思疎通がこれまで以上によりとりやすくなると思っていますので、今後の災害発生時においてもこれまでの対応と同様にまず初動は居住地の庁舎へ出勤しまして先ほどのシステムで情報共有しながらそれぞれ対応にあたっていただき、その後防災計画にある災害対策本部の体制に移行することで進めて参りたいと考えています。なお、その本部体制についても先ほど議員の質問でも触れられていましたが、例えば総務対策部というのがありますが、その中に対策部員を総合庁舎と総合支所にそれぞれ置く、その中で情報共有しながら対応を進めていくというような計画の変更ですとか先ほどの遠隔のシステムで情報を共有して被災者への対

応をするということができれば、これまでの課題点の解消ですとか今後予測される状況に則したものとなると思っていますので、このことについてもこのように防災計画の見直しを検討していきたいと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。2点確認させていただきたいのですが、まずビデオ通話について停電時は臨機応変に別な方法をとられると思うのですが、これは5年前の教訓を踏まえてされると思うのですが、一応これの確認が1点と。

もう1点ですが今お話されました庁舎間の情報共有について、先日追分の火葬場について町民から私のところに問い合わせがありまして、追分地区のことなので追分総合支所で確認したらわかると思い伺ったところ情報が来ていなくて全くわかりませんということだったのですが、平常時ってこのような状況が見受けられたものですから、災害時、平常時含めて今ご説明があったとおりのことがスムーズにいけば情報共有もスムーズにいくと考えられると思うのですが、この点について、この2点どのように考えているか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず停電時の対応ですが、先ほどのシステムは当然電源を必要とするものですので、全くの停電であれば使えないことになってしまいますが、ただ、例えば公民館、庁舎等には非常電源装置等もありますので、そちらの方で対応できればと思っています。

また、庁舎間の情報共有、災害時、平時ということですが、先ほど答弁の中でありました遠隔相談窓口サービスというものは、それぞれ両庁舎のどちらでも窓口対応ができるというものになっていまして、窓口で例えば支所の方で対応できるものはしていただく、できないものはビデオ通話、ビデオシステムを通じて総合庁舎にある原課の方でつないでお話をさせていただくシステムとなっていますので、こちらの方は来年の2月を稼働するところで予定を進めていますが、その前に当然使い方また事務の進め方についても各担当職員の方と扱い方の説明というのを周知しながら進めていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（多田政拓君） 審議の途中ですが、Jアラート終了まで暫時休憩とします。

(暫時休憩)

○議長(多田政拓君) 休憩を解いて会議を開きます。三浦議員の一般質問を続けます。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員どうぞ。

○7番(三浦恵美子君) では続き行かせていただきます。先ほどのご答弁で1個だけ確認をさせていただきたいのですが、ビデオ通話が来年2月に稼働する予定ということで伺いましたが、こちらの稼働までの間にもし早来の庁舎の方に追分地区の話が来た時にはできるだけスムーズにこういう案件が来たよ知っていますかという情報共有をしていただけるかどうか最後確認をお願いします。

[池田総務課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 総務課参事。

○総務課参事(池田恵司君) それはあれですかね、平時の業務のということでしょうか。これまでも同様の対応をしてきたつもりではありますが、今そういう状況があったとのお話ですので、よりお互いに情報共有しながら進めていきたいと思っています。以上です。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) では次に行かせていただきます。2件目の防災減災についてということで、アスベスト含有の公共施設について地震による倒壊家屋、公共施設に対する飛散調査、応急危険度判定というのですが、こちらの対応について伺いたいのですが。対象物の把握や危険度の判定の優先順位、囲い込みなどの応急対応について具体的に伺いたいのと合わせて、できれば役場の中で担当部署も確認されているかというの伺います。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 建設課参事。

○建設課参事(伊藤富美雄君) まず初めに公共施設においては今後解体などを計画していく施設について、事業実施に向けて事前にアスベスト調査を実施

しています。解体計画などの無い施設について事前調査はまだ行っていない状況にあります。議員の質問にあります地震により被災した場合の施設については、胆振東部地震の時もそうですが施設の一部に落下の可能性がある場所またアスベストが飛散しそうな場所については早急に立ち入り禁止やビニールシートで囲むなどの対応をしており、今後も同じように被災した場合には施設所有者として当然対応しなければならないものと考えています。

現在私の方で把握している施設の中でアスベストレベル1に該当する施設は、旧富岡小学校の機械室に岩綿吹付け、調理室、スタジオ、音楽室にロックウール重点箇所と、これは寒冷地の下地材になります。次にレベル2については主に断熱材として使用していることから旧追分幼稚園の煙突内部にハystackというアスベストの種類のものであり、それ以外の施設の煙突部分の一部にもアスベスト含有のものが使用されていると想定しています。レベル3については古い建築物のほとんどに使用されているところです。なお、町内の学校施設についてはレベル2までのアスベストについては、全て除去等が完了しています。今後もアスベストについては地震により被災した際は早急な対応を行い、施設解体計画がある施設については事前調査を引き続き実施し町民の皆さんが安心していただけるよう努めて参ります。

それと施設の方は各施設の所有担当課がありますので、そちらの方で対応していくこととなっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。先に請求させていただいたアスベスト台帳で建設課の方ではしっかりした台帳を出していただいて、こちら確認とれているのですが、ちょっと追加で確認させていただきたいのが、多分実際に作業を行う業者さんとかにも委託すると思うのですが、そちらに対する注意喚起もしっかりする体制になっているかと思うのですがそちらの確認と、あとは今答弁いただいたとおりレベル3程度の集合煙突の方に多くの施設が含まれているということで、こちらは飛散調査は今やっていないという答弁だったかと思うのですが、やっていないというのでいいかというのが次の確認事項で、飛散について、もし基準値に収まっているか否かで災害時の対応が変わってくるかどうか確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まず煙突の部分ですが、煙突の煙の通る内部の部分については今アスベストの使っていたものは学校関係の施設でして、そ

れは全部除去が済んでいます。断熱材として使用されているという表現をさせていただいたのは、よく目にする部分は煙突が壁を通る部分がありますよね、その部分の住宅側と言いますか壁側の方にアスベストを使用して断熱をしているという構造のものが多く使われていまして、何とか仮に煙突を使用しているとしてもそのところから飛散するということは今のところ考えられません。ただ、その部分が被災してしまった場合には飛散する恐れは出てくるのかなと考えています。あ、申し訳ございません。最初の質問は、業者への注意喚起というのは解体の業者ということでよろしいですか。それとも維持管理の、

○7番（三浦恵美子君） 全部含めて。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 含めて。解体の時につきましては、注意喚起等、工事の発注の際に再度アスベスト調査をするように指導していますので、その辺はきちんとされています。あと維持管理の業者については大変申し訳ありませんが、各担当の方でそういうことを言っているのかなとは思いますが、今私の方でははっきりしたことは。ただ、先ほども申しましたようにアスベスト1、2。2の部分については煙突の接続と言いますか躯体との接続部分が主ですし、3の部分については飛散する恐れがないものがほとんどですので、特に問題ない、維持管理上は問題ないものと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今のご答弁で、業者への注意喚起で囲い込みなどを行う業者にも注意喚起を行うということによろしいですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） この胆振東部地震の後に全体の囲い込みをして解体した工事というのは1件あります。それは若草の町営住宅。あれらは外壁の方にもアスベストが含まれているということで解体前にその外壁を削いでですね、それからの解体となりましたので全体的な囲い込みを行いました。それ以外にも部分的な学校施設の煙突部分の解体、じゃないアスベスト除去の際にも部分的な囲い込みを行って施工しています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今答弁の中で補足なのですが。解体の際ですとか当然

災害あった場合については今ご答弁したとおりですけれども、通常の建物の施設の維持管理の際に注意喚起しているかということになってくると、そこは通常の業務でありますから、そこまではされていないと思っておりますが、当然一般的なアスベストの注意は周知はされているわけですから、何かあった時、解体する時、災害あった時、そういった時に細心の注意を払って対応しているということだと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の関係はわかりました。もう1件ちょっと学校関係で確認をさせていただきたいのですが、台帳がないと回答が来ていて、今の答弁によると煙突の方も除去済みなので無いということでお話いただいたのですが、こちら台帳については除去済みですということに記載して、あとは解体済みですなど記載して台帳自体を残す必要があるのではないかと思います。あ、すみません。令和2年度の3月定例議会では1回出されているのですが。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今の法律の詳細はわからないのですが、私たちがアスベスト台帳を作っていないと言った考え方としては、通常レベル3以上だったっけ、作るということでお話をさせていただいたと思うのですが、最後に残っていたのが早来小学校の煙突の部分でして、こちらは統合により解体が決まっていたんですが、何か危険性が起きては困るということで飛散の調査だけは行いながら様子を見ていましたが、通常の維持管理上では地震だとかそういった亀裂などが無い限りは飛散がされていないということで、基本的には以前のアスベスト除去全て終わったというところで全て処理していましたので、そちらの今お話された法律の整備の考え方は勉強不足ですが、そういったところで学校の施設として同じ頃の社会教育も含めてそういった施設が用いていないということで整備していないということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 早来中学校もアモサイト21.6%も除去済みでしたでしょうか。ちょっと私も記憶が曖昧なものですから確認させてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 通常に使っていた時点ですでにアスベスト除去は全て終わっていたということで最後に残っていたのが煙突部分だったという私の認識でしたので、今のお話の部分ではすでに除去されていると。使っているまではそういう全て終わっていたという。私が来た時点ではそういう整理でしたので、残っていたのはあくまでも煙突部分だということではなかったもので、問題は無いかと思えます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では環境省の法律の関係は調べていただいて確認いただけたらと思います。

次に行かせていただきます。改正された宅地造成及び特定盛土などの規制法に対する対応の進捗についてということですが、安平町は宅地造成の工事規制区域としても指定されていて、通告にはっきり入れていなかったのだからなのですが、町内具体的にどこの地区がどのように指定されているかはっきりわければ構わないのですが、合わせてどのような対応を行うか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 令和4年4月定例会においても議員より質問をお受けし答弁させていただきましたが、現在の対応状況について答弁させていただきます。昨年の9月定例会以降の対応及び進捗状況については、本年5月に北海道都市計画課にて担当者会議が開催されました。宅地造成及び特定盛土等規制法は北海道所管となり今年度より基礎調査を実施し、その後規制区域の指定と令和7年度まで進めることとなります。規制区域を指定する時には事前に関係市町村長の意見を求めることとなっています。なお、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制は規制区域、これは宅地造成等工事規制区域と特定盛土等盛土等規制区域の指定後からその効力が発生します。規制区域が指定されるまでの間は改正新法の施行を最大2年間は現在の指定されている宅地造成工事規制区域は存在し、当該区域内の工事の規制は従前の規制が継続されます。今後の規制区域の告示は北海道告示を予定しており、今の段階では市町村条例の制定は予定していないものとなっています。



〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちら告示が行われた後は条例制定も含め、進めていかないということによろしいですか。確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 場所の指定とかは今基礎調査をやっていますので、今後北海道の方から我々の方に相談があるかと思えます。  
それと先ほど答弁させていただきましたが、市町村による条例の制定はないものとなっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） わかりました。では基礎調査など終わりましたらまた確認させていただけたらと思えます。  
次ですが自主防災組織の設置の進捗について、こちらも過年度質問させていただいているのですが、具体的な取り組みを伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 自主防災組織設置の進捗についてですが、今現在町内では町内会、自治会、農事組合、全34団体中22の団体において自主防災組織が結成されていまして、その結成率は約65%となっています。この数字は昨年度も答弁したかと思えますが、そこから増えていないということになっています。未結成の12団体に対する取り組みとしては、自治会長会議等での周知ですとか地域ミーティング、各町内会自治会単位で行われていますので、そこに防災の担当職員が出席をしまして結成のお願いをしているところですので。地域ミーティングに関しては、ここ数年のコロナ禍によりまして会議の開催ができなかった団体もありますが、今年度から会議も再開されてきていますので、引き続き未結成の団体には結成のお願い、また、結成に際して分からないこと教えてほしいこともあると思えますので、そこには個別にあたって引き続き結成に向けてのお願いをするとともに、すでに結成されている団体においては災害発生時の対応のお願い、また、日頃からの防災の

研修ですとか学習会等の平時からの対応のお願いをしていきたいと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では次、順番に確認させていただきたいのですが、安平町自主防災組織育成支援要綱こちらに基づいてハンドブックや手引きなどを作成し、町内会自治会などへ配布しているかどうか。これしていなければ行こう考えはあるか。それに基づいて説明すると楽にわかりやすくできるのかなと思うのですけど。こちら総務省とか消防庁などもハンドブック手引き作成してまして、地方自治体も作成しているところがあると思うのですけど、こちらの考え方を伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほど申しました12団体に対する取り組みというのは地域ミーティング等に出席した際にその未結成の団体に対してお願いをしているところです。ただ、当然それぞれの団体によって結成の体制が取れる取れないところもありますので、まずはご相談してほしいという呼びかけをしている状況です。その中で先ほどの要綱というのも、もし少しでも考えがある団体についてはそういうのを提示しながら進めていく考えです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかりやすいハンドブックというのは作成している、していない。していなければする考えがあるかということを確認させていただきたかったのですけど。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 安平町独自のものというのは作成していませんが、それにつきましても総務省のもの、他の団体のものも参酌しながら今後作成に向けて検討を進めていきたいと思いますが、未結成の団体も12団体ですので、そこを作るかどうかも含めて検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そちらぜひやっていただきたいのと、もう1つ確認させていただきたいのですが、自主防災組織に対する交付金があることを周知しているかどうかを認させていただきます。こちら結成時は4万円、あと自主防災組織活動助成交付金、こちら均等割に当該自主防災組織の区域内に属する毎年1月1日基準でその現在における世帯数により算出して世帯割を換算するものが自治会等交付金規則で定められているのですが、こちらの周知を行っているかどうか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほども何回か申しましたとおり未結成の団体が12団体ということ、全て把握しています。当然この自主防災組織が以前結成のお願い、まだ町内でそれほど結成がされていない段階においては当時も地域ミーティングに参加して詳しく先ほどの交付金の方も説明しながら進めて参りました。今回残り12団体というところで広く周知というよりは個別にあたるというところで進めていますので、やはり団体によっては結成をしてもなかなか小さい団体などは動けないというところもありますので、その交付金があるから結成するところでもないと思いますので、体制的な面のこちらからの協力を含めながら、まずは結成に向けてできることからやっていただきたいというような働きかけをしているところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今ご答弁いただいた内容をこの交付金と交付金あっても結成できない、体制とれないところに対するどのように支援をしていくかという形も含め精査されて、ぜひ先ほど検討するとおっしゃっていたハンドブックなどに盛り込んで配布、できればハンドブックは結成していないところでも平時こういうことをやってくださいと明記されると思いますので、設置団体も含めて配布した方がいいかと思うのですがいかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） ハンドブックについては先ほどの答弁のとおりですが、結成している団体、していない団体全てにおいて結成していないから何も災害発生時にしていないというわけではなくて、胆振東部地震の際にもその後の地域ミーティングでお話を聞きましたら、例えば結成されていない団体の自治会長、町内会長も心配なところの家庭を回っていただいたところ、また、役員が回っていただいたところもありますので、組織が結成しているしていないに関わらず災害発生時にはそのような対応を、共助をお願いしたところでこれもお話している地域ミーティングの方でお話しているところですので、こちらの方も引き続きお願いをしていきたいと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） できれば色々ないい方向に進めていただきたいとします。また今後も折を見て確認させていただくこともあると思いますのでよろしくをお願いします。

次ですが、被災者支援と避難所体制についてですが、熱中症対策として役場や公共施設、公共の高齢者共同住宅等へのエアコン設置についての考え方ということで伺っていきます。設置想定は学校とか公民館、町民センター、自治会館、は一と苑、ぽっぽ苑、役場庁舎など考えられるのですが、こちら追分公民館については令和6年度に設置予定になっていますが、合わせていつまでにいくらぐらい、もし設置予定があるのであればいくらぐらい予算つけられるか、こちら合わせて考え方を伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問に対してですが、被災者の支援、避難所の体制としての熱中症対策と合わせて公共施設全般の幅広い視点での熱中症対策、エアコンの設置について安平町全体の対策や考え方についてご質問いただきましたので、政策推進課よりご答弁させていただきたいと思えます。

さかのぼること5年前、北海道胆振東部地震の年もかなり暑かったと記憶しています。今年の夏はメディアなどでも多く取り上げられましたが、熱中症による緊急搬送される方が多かったり、学校現場でも児童がお亡くなりになるという痛ましい事故もあり、全国的にも比較的夏場過ごしやすい北海道

においても地域によって頻繁に警戒アラートが発表されていきました。昔と違い今はこうした熱中症対策として公共施設などのエアコン設置については他の自治体でも検討されているのと同様に、今後安平町の公共施設全体的にも検討していかなければならないと認識しています。現在安平町における設置数については17施設で、今後検討施設が自治会館などの設置も含めると現段階では31施設、全体で48となります。財政的などころを考えますといくつかの実施優先順位を設けてこれから実施計画、新年度予算に向けた協議も必要となりますが、こうした季節家電製品については地元立地企業でありますアイリスオーヤマ様にお聞きしたところ、ある程度予約、受注に基づき生産する製品とお聞きしたところです。スケジュール的には取りまとめが年内の12月ごろ、製品納入が2月ごろから始まっていくことですので、設置検討していく場所と合わせて今年度の予算措置、債務負担行為による実施なども含めながらこの後取り組み方についても検討していきたいと思っています。また、行革や施設の総合管理計画、脱炭素社会に向けた取り組みなど各種計画などとの整理、調整などもありまして短期間で実施の施設が設置できるわけではないものですから、一時的な対応としてすでにエアコンの設置されている公民館などの公共施設の一部をクーリングシェルターとして町民に開放するなど、今年度の暑さ、熱中症対策における課題を来年度以降の対策にもつなげていきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今実施計画を作られて進めていくということで伺ったのですけど。ちょっと気になったのが町内の高齢者住宅、公共の共同住宅の方が熱中症の症状で介護施設でショートステイしたと確認しているのですが、こちらは優先度としてどれぐらいになるか確認させてもらえますか、今のところの考え方でいいのですけど。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） この後関係すると言いますか、各施設を所管する担当課の方とも調整はしていかなければならないのかなとは思ってはいるのですが、施設の構造だったり重要度を今いくつかのカテゴリーに分けて検討していきたいと思っています。先ほどもご説明させていただきましたが、財政的などころで今段階では大きな国の予算が国の方の環境サイドだったり、そういったところを色々調べてみても大きな来年度に向けての国の予算が示されているものは見つけきれませんでした。なので比較的単費だった

り環境省側で持っている補助事業も該当になるものがあるので、そういったものを重ねて検討材料になっていくのかなと思っていますが、今ご質問いただきました高齢者施設、この熱中症対策で一番被害というか対象になる方が多いのは総務省、消防庁の調べでも高齢者、子どもの施設はとても対象というか、熱中症になる方が多いということで統計上も出ていますので、そういったところについては重要度を上げていかなければならないのかなと思っています。また、学校関係については今議員が質問の中にも含めていたとおりに、公民館については、まずは今年度来年度、追分小学校については来年度実施ということで、追分中学校についてはすでに全てではないですが設置されています。早来学園についても今後検討していくところで、優先度についてはこの後全体協議で今段階でこうだというお答えの仕方ができないのですが、そういったところを整理しながら取り進めていければと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今学校のお話も出たのでちょっと触れさせていただきたいのですが、こちら小中学校の全国のエアコンの設置が、北海道が普通教室が16.5%で、特別教室が7.5%、体育館が2.3%とちょっと極端に低いという文科省の調べでわかっているのですが、うちの学校には可動式のエアコンもいくつか持っていると思うのですが、こちらの活用とか全部の学校に置いてあるかということも確認させていただきたいのですが、授業とかも暑くて支障をきたしていることもきっと認識されているかと思うのですが、こちらの対策について、体育館の熱中症対策についても災害の時に千葉県出水市で台風被害の時に大変だったという事例が出ているので、こちらの考え方は現状はどのようなものか確認させてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 当初、今年のような夏の暑さはなかなか想定できなかったところがありまして、現在追中はエアコンがありますが普通教室と一部の教室。早来学園も一部の教室ということと普通教室には無い状況です。今お話があったようなスポットエアコンについては、私たちの学校で持っていることがありましたので、今回の暑さに応じて普通教室にはある台数を全てなるべくつけるような対策をとりましたけれども、やはり容量的なものがあって、本当に一時しのぎの対策になったのかなというところではあります。ただ、こちらにおいても授業の使う部屋を工夫したり、そういったこと

によってなるべく暑い教室では行わないという臨機応変な対応も学校側がしたことや、当然野外での活動を行わないとかそういった中で約1週間夏休みが明けてから対応をさせていただきました。ですから今後は例えば物理的な対応という間の中がなかなか進まない間も例えば夏休みの延長についてとか、そういったことも含めて今後対応していけるところでまずは対応した中で政策推進課長がお話していただいたような形で計画的に整備をする方向で学校側もそういった対応をして、私たちもそういった説明をさせていただいているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。別な点で確認を何点かさせていただきたいのですが、先ほど答弁がありました早来町民センター、多分改修工事を予定されていますが、こちらに対しては同時に設置した方が企業としても安く済むという部分もあるかと思うのですが、そのような計画があるかが1点と。

こちら改修工事に伴って断熱改修もされると思うのですが、こちら断熱改修されると効果的、暑さも寒さも両方効果的というふうに伺っていますが、その予定があるかどうか確認させてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 町民センターの改修にかかる空調の改修ですが、町民センターにおきましてもまずこの暑さどうこうというお話がある前に、大ホールについては当初よりエアコンを設置しようということで検討しておりました。また、今年度のような暑さ対策もあり、今後の使用用途も検討、個室の合宿、宿泊研修にも対応できるような教室も検討しておりましたので、そこに空調設備、エアコン等の対応ができないかということで今年度設計をしておりますので、設計業者と協議しているところです。実際に付けられるかは電力量の問題ですとか事業費全体の金額、ここら辺を加味しながら今後も検討していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 断熱改修も、もちろんされるということでよろしいですよ。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 断熱改修については、現在のところ現状維持のまま必要に応じて更新していく形で、特段断熱改修をするという計画はありません。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） この電気代など含めるとこの断熱改修は効果的と思うので頭の片隅に入れておいていただいて業者と話をし、もしやった方がいいとなれば入れていただきたいと思うのですがその辺の考えはいかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 全体事業費を勘案しながら検討はしていきたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） ではもう1点確認させていただきたいのですが、停電時はこちら発電機でエアコンを賄えるか、各施設においてエアコンを賄えるかということで確認させていただきたいのですが。私どもの町内会の花若会館の方には一応4台発電機を自主防災組織で用意しておいてあるので、賄えそうだねという話にはなっているのですが、全体としてはどのような感じなのか。また、燃料も常に用意できているかどうか。こちら確保する用意があるか。色んなところで協定先があるか。災害に関する協定先があるかと思うのですから、こちら供給されるように協議もされているかどうか合わせて伺います。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
- 町長（及川秀一郎君） 質問が全体的なので私の方から答弁させていただきます



す。今日のご質問については避難場所であったり被災者支援の熱中症対策ということで役場公共施設、高齢者共同住宅のエアコン設置ということでありましたので、そこから災害関係ということで想定していくと我々も今年の暑さだけではなく、去年も一昨年もすでに地球温暖化対策ということは喫緊の課題であるという認識は持っていました。現在先ほど行政報告の中でも説明をさせていただきましたが、これも再生エネルギーの取り組みの中でゼロカーボンシティ宣言も今素早く準備を進めていますけれども、地震の際にブラックアウトを経験したということもあります。ですから、そういった電力喪失があった場合に地域単位で電力を賄っていく、そういった地域マイクログリッド方式というものも採用していきながら、例えば安平町でいけば太陽光の発電そして蓄電池さらにはバイオ発電というものも組み合わせながら地域単位、4つの地域がありますし、そういった地域単位で停電が発生しないような、そこが究極冬であっても真夏であっても電力があることによってエアコンだけではなく暖房も喪失しないということになりますので、そういったことを大きな目標の中では今進めていますし、当然議会の中でも報告させていただいた電気自動車の会社との協定を被災3町で結ばせていただいて、何かあった時に電源供給車の活用もできるような、そういった取り組みも進めていますので、これまで行ってきた非常用発電機の整備でありましたり町全体の整備でありましたり、また、民間の力を借りていく協定を結んで対応していく、そういった形でそれで全て賄えるかというところではありませんが、まずは避難所で電力が喪失しないところを重点的に現在は取り組んでいるところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私が聞きたいことを大体はお話いただけたかと思うのですが、2点確認させていただきたいのですが、ご答弁の中になかったのですが、発電機の燃料を発電機がある場所に供給できる体制があるかどうかというのを確認させていただきたいのですが、改めて。

あともう1点、再生可能エネルギー地域分散型というお話が出ましたが、雪冷房システムという良いシステムがあるのをご存知かと思うのですが、こちらの活用も、費用がたかさんかかるかと思うのですが、将来的にはこちらの活用も視野に入っているかということも確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 燃料については当然燃料の劣化とか、その保管場所だったり、その燃料のものによりますので、当然災害も地震災害であったり、水の災害、震災胆振東部地震の時にも燃料というところが非常に課題になって対応してきた部分もありますので、そこら辺はそういった経験を活かしながら随時保管しておく発想ではなく、何かあった時にすぐそこに機械であったり、そういったものが止まらないところを行っていかなければならないと思っています。これ企業名言っているのかな、これも協定を結んでいますけど、ある様々な備品類を持っているそういったところの会社とも協定を結ばせていただいている、当然何かあった時には後ほど料金としてお支払いはしなければならぬと思いますけど、災害時にはすぐ使えるような様々な協定も結ばせていただいている中で只今の質問については対応していきたいと思っています。また、雪の関係についても先ほどの再生可能エネルギーの関係についてはすでに準備会が立ち上がってしまっていて、先般準備会もオンラインを含めて開催させていただきました。町内の自治会連合会の会長さんにも出席をしていただきながら様々な最先端の取り組み、さらには今お話でありました雪、雪を活用するところも北海道ならではの発想としてはあるので、ただ、そのコストだったり様々な課題もあろうかと思っておりますので、オールでどういったものが考えられるかっていう議論はすでに始まっていますので、当然雪の冷やす部分での熱利用というところも検討の中に入っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ぜひゼロカーボンシティのゼロカーボンの中身含めて今後詳しくお聞きできたらなと思いますのでよろしくお願いします。

最後の質問に時間の関係上移らせていただきたいのですが。要支援者の避難所体制について、避難所運営マニュアルに沿って具体的な対応もこちら確認させていただけたらと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 要支援者、支援が必要な方に対する避難体制また避難所の体制について、避難所運営マニュアルなどに沿っての具体的対応というご質問ですが。まず1点目、要支援者に対する避難体制について具体的にということですが、こちらについては地域防災計画において避難の支援また安否の確認、その他必要な措置を実施するために避難行動要支援者名簿を作成することと定められてしまっていて、介護の認定状況ですとかしょうがいの認定などの状況を把握し、毎月名簿を更新して発行しているところで

す。この名簿については災害の発生時におきまして支援が必要な方の生命又は身体を災害から守るために特に必要があると認められる時は各関係機関に提供しまして避難体制の確保についてご協力をいただくということとされています。

次に要支援者の方の避難所体制ということですが、こちらは避難所運営マニュアルの方で規定されていまして、支援が必要な例えば高齢者、しょうがい者、妊産婦、乳幼児などの方については家族単位で優先して空調設備のある部屋に収容するということとしています。また、福祉避難所の開設が必要となった場合の体制としては、まず福祉避難所を公民館に設置した場合においては、福祉避難所担当職員というのを別に配置することを規定しています。また、公民館ではなく社会福祉施設の方に開設した場合については、先ほどの福祉避難所対応職員に加えて北海道などと連携して専門的な人材やボランティア等の配置を行うこととしています。なお、いずれの場合においても先の地震のような大規模な災害が発生した際には北海道や国また町内においても自主防災組織とか福祉関係者等のご協力をいただきながらこれらの体制を構築することが不可欠になってくるものと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。何点か確認したいのですが、介護施設を避難所に福祉施設として利用することがあるということと被災した場合は公民館などのみということになるということとでいいのか確認が1つ。

あと医療が必要な方、人工透析、難病者などの継続な治療が必要な方に対しては医療の関わる情報収集、医療の提供を行うということで書かれているのですが、具体的にどのように行うのか最後に確認させてください。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず1点目ですが、まずは福祉避難所の開設という部分においては各避難所の中での開設を第一としています。ただ、そこで対応しきれない、また被災の状況においては各民間施設等のご協力をいただくということとしています。

2点目の医療が必要な方の対応ということですが、先ほど議員がおっしゃられた人工透析とか他の医療が必要な方というものもあります。こちらについてはその時々状況によると思いますが、当然急を要するような状態の方もいらっしゃると思いますので、先ほど申しました北海道ですとか各関係機関

と連携しながら命の危険に及ばないような体制というのを構築していかなければならないと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。いつ災害が起こるかわからない状況なので引き続き大変かと思いますが体制をしっかりとっていただきまして、町民の命を守るためにご尽力いただけたらと思います。よろしくお願いします。以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（多田政拓君） 以上で7番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで13時まで休憩とします。

休憩 午前 11時52分

---

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を再開します。一般質問の前にお知らせします。午後の一般質問答弁のため会計課下出課長が出席しますことをご報告します。関係する一般質問が終わりましたら公務のため退席しますのでご承知をお願いします。それでは再開します、2番米川恵美子議員。

【通告No.2 2番 米川 恵美子】

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○2番（米川恵美子君） 2番米川です、よろしくお願いします。まず、ふれあいセンターいぶきの管理運営についてですが、いぶきに対して年間補助金はいくら出しているのか伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） いぶき管理運営補助金については安平町商工会と事業補助金交付要綱の規定に基づき積算していますが、以前は管理運営経費のうち対象経費に対する補助額を積み上げた額が概ね185万円であり使用料の収入見込みを加えると運営経費をほぼ賄える状況であったことから、毎年度185万円を目安として補助要望を受けて予算計上し、決算見込みで不足が見込まれる場合には追加で要望を受けて補助してきています。近年はコロナ感染症の拡大に伴い葬儀の形態の変更と一般利用の減少による使用料収入の激減や電気料金の高騰により令和2年度以降は追加の補助額も多くなり100万円から160万円を追加している状況です。令和4年度については当初予算分で185万円分を補助し、さらに追加の補助要望を受け補正第13号で100万円を増額して最終的には285万円の決算となりました。以前は使用料収入もある程度安定していましたが、近年では葬儀形態の変更という社会情勢の変化によって減少しており185万円という補助額が実態と乖離してきたため、実態にあった補助額を積算するよう商工会事務局にはお伝えしてきているところです。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 以前から商工会ではこのいぶきの建物の全体の管理については持ちきれないという話は何年か前からもお聞きしてまいりまして、私も以前この件については質問させていただいたこともあったと思うのですが、先に経済常任委員会からのご報告もあつたとおり、商工会の役員との懇談会においても管理は商工会では持ちきれないので町の方をお願いしたいという要望が出されておりましたけど。それを踏まえた上で次の質問に移ります。利用状況と今後の見通しについてどのように考えているのか伺います。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 商工会の実績報告書によりますと町内のボランティア活動や町内会活動、ダンスや民謡などの活動、書道や英語などの各種教室、事業所の会議などに多く利用されてきましたが、近年ではコロナ感染症の影響などによりピーク時より4割ほど減少しています。葬儀によるご利用は建設当初から年間10件前後で推移してきましたが、近年では年間数件に留まっています。今後の見通しとしては町内のボランティア活動やサークル活動、各種教室、事業所の会議などはコロナ感染症拡大前より減少しているものの今後も継続利用が見込まれますが、葬儀に関しては形態が変わってきていることもあり以前より少ない傾向は今後も続くと推測されます。以上

です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今後も利用が少ない見通しに立った上で商工会の方でも手放したいという要望をしていますが、町営にするという考えはあるのかどうか。まだ正式な要望が行っているかどうかわかりませんが商工会では切実な問題として町にお願いしたいと言っていますが、町営にする考えはあるのか伺います。

[村上商工観光課長挙手]

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 商工会ではいぶきの移管に向けて町と協議を進めたいという意向があることは非公式でお聞きしていますが、町としては将来的な商工会組織の在り方や追分地区商工会員への支援体制などを確認しながら協議していくことになるかと考えています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） いつまでもこの話を引き延ばしできない状況にあるというふうに商工会の役員の方からは伺っていますが、町としてはいつ頃までに結論を出すのか、予定年月は考えているのかどうか伺います。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今、村上課長が答弁しましたが、そういった意向であるとは非公式では聞いていると。また、経済常任委員会の報告でも午前中にお聞きしましたので、いずれにしても現在いぶきの3階には商工会の職員も入ってしまっていて、そういった利用もされているわけですね。ですから今後の利活用をどのように商工会としてもしていくのか。また、そこから商工会事務局が統合になっていくのか。そういったところも含めて考え方をまとめて、最終的には町の方に正式な打診があるのかなと思っていますので、正式な打診があってから適切な対応をとって参りたいなと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） まだ商工会からの正式な申し入れが無いということで、それで次の質問は無駄になるかと思いますが、一応考え方がありましたらお知らせいただきたいと思います。町営にした場合の利用内容についての考えを伺います。これは前の震災の時に耐震構造になっていないということで避難所に、あ、なっているのですか。そうですか。何か避難所に一時しましたけどそこから移った時にそんな話が聞こえてきたものですから。だから今後の利活用にあれかなと、支障をきたすことになるのかなと思いましたが私の勘違いのようで耐震構造になっているようですが、それにしましても町内で芸術的、文化的な活動をしている方がたくさんいらっしゃいますが、その方たちの発表の場が無いことが大変活動している人たちには寂しい思いをしていますし、また、町民にとりましてもそういった文化的なものに触れる機会が少ないということは町民にとりましてもまちづくりに協力するという意味においてマイナスではないかなと思っていますので。これがもしもお金を払わなくても、利用料を払わなくても利用できるのであれば、町民自らが色々な考え方を持って利活用させていただけるのではないかなと思っていますので、まだ町営になっていないという、町営にする考えがまだはっきり示されない中でのご質問になっていますが、もし答えられたらお願いいたします。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 商工会から町へ移管され町有の施設となった場合でも現在ご利用いただいていますボランティア活動や町内会活動、書道や英語教室、各種会議などの町民による各種活動はご利用を継続できることが前提になると想定します。また、商工会の事業計画にも記載のあるチャレンジショップ事業をはじめとした商工会事業による利用も当面は継続することになると想定されます。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ありがとうございます、次に移ります。良好な住環境について、空き家の調査を終えた後何か対策を取られたかどうか伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 空家の調査については、平成 28 年度と平成 29 年度の 2 か年で町独自の調査を行いまして、平成 29 年 9 月に安平町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則を制定するとともに、安平町空家等対策協議会を設置し、平成 30 年 4 月には安平町空家等対策計画を策定し、安平町空家等対策庁内連絡会議を設置したところです。

令和 3 年度には国土交通省の住宅市場を活用した空き家対策モデル事業として安平町も参加している、ほっかいどう空き家活用ネットワークが専門家不在の小規模自治体における空き家等対策実施体制整備事業の採択を受け、空家所有者を対象とした相談会、こちらは税務グループと政策推進グループにもご協力いただいておりますが、令和 3 年度には 3 回開催し延べ 31 組の参加、令和 4 年度は 2 回開催し延べ 21 組の参加があったところです。

同年 9 月 1 日からは空家にかかる家賃助成。空家住宅購入費助成。空家賃貸リフォーム助成事業を実施し、空家対策と合わせて政策推進課の方で以前より町ホームページの移住定住支援サイトへ掲載するなど、空家の利活用による移住定住の促進も図っているところです。

また、同年 6 月からは固定資産税納入通知書発布に合わせて空家の所有者及び管理者に対して定期的な状況確認や適正な管理についてのお知らせを同封して適正な管理を促しているところです。

今年度については国土交通省のモデル事業を活用し、造成後 20 年から 40 年経過した戸建て住宅団地の 467 戸を対象として住宅の取得経緯や将来の自宅の取り扱いについて調査を行い、空家発生抑制のための効果的な情報提供の方法や内容の検討を行うこととしています。なお、令和 4 年度末の空家等の件数については 271 件となっておりますが、この件数については空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条で空家等とは建築物又はこれに付属する工作物であって住居その他の使用がなされていないことが常態であるものと規定されていますので、車庫や物置き等を含んだ件数となっております。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2 番（米川恵美子君） 空き家の相談は 2 回にわたって 52 件ですか、相談があったというのですが、この空き家の利活用につながったりとか解体になったりとか、そんなような例はあったのでしょうか。どんな相談があったのか伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕



○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 様々なご相談がありまして、例えば空き家になっている住宅の中の片付けをどうしたらいいかですとか、解体後の固定資産税の関係ですとか、そういった様々な内容のご相談がありまして。そういった税の相談もある関係から税務グループの方に同席していただいたり、また移住定住の支援サイトに掲載する関係もありますので、政策グループの担当の方にも同席いただいている形となっています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） じゃあ空き家の解体だとか利用だとか、具体的に何か決まったということは無かったということなのですね。質問にお答えできただけってということなのですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 具体的な実績の部分でいきますと、空き地住宅建設助成金という支援制度が設けられていまして、令和4年度実績で申し上げますと5件の実績が上がっている状況となっています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） そうしましたら空家にかかる家賃助成だとか、空家住宅購入費助成、空家賃貸リフォーム助成事業というのは具体的にわかりやすく、どういう内容なのか教えてください。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 空家の購入助成については、空家である住宅を購入されたいという希望者に対して助成を行っているものです。リフォームについては、そのままの状態ではなかなか住むことができない住宅についてリフォームする必要がある住宅に対して町の方で助成する制度となっています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 住居にならない廃屋とか地主さんが利用予定のない土地についての対応はどのように考えているのか伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 廃屋については、なかなかリフォームしても居住用には難しいということですので、その辺についてはこれから今年一部の団地なのですが調査をして参りますので、その中で何かいい方法ですとかそういったものを検討していきたいと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 廃屋にはネズミが出入りしてご近所の方にも移動してきて迷惑になっているとか、アライグマの棲み家になっているとかの話も聞いていますので、これも住環境全体から言うと大変イメージのマイナスな部分ではないかなと思いますので、この空き家でも色々あろうかと思いますが、廃屋については、住居に適さない廃屋については早急な対応が必要ではないかなと思っています。この辺のところは後々対策を考えていただきたいと思っています。

次に移ります。住環境は個々の暮らし方に直結する環境整備について移住者にも配慮した内容を考えているのか伺います。これは私も移住者ですけど、移住して参りました時に暮らしやすい環境にするために大変苦労しました。例えば菜園にしようと思った土地にはゴム長とか地下足袋の底だとか鉄くずだとかコンクリート殻だとかいっぱいお宝が埋まっております、それを撤去のお願いしましたら地質調査はするけどそれ以上のことはできないということで、結局自分でゴミも撤去した上の土地を30cmか40cmぐらい取り除いて野菜を作るのに適した土を入れています。大変お金もかかっております。それだけのことをしたというのはダイオキシンのことを心配したものですから、そうしたのですが。また、近くではバックネットが倒れかかっていたりしてましたし、隣の土地の利用者による木造の物置からコルタールのような液体が流れ出ていまして夏になると異臭を放っていましたね。そういったことを全部改善をお願いしましても当時のお役所は土地の所有者の問題であって役場の問題ではないということで、何度も土地の所有者に掛け合って改善をお願いしてきたという経緯があります。今後も住宅を設けるにあたって、そういう苦労の無いような住環境を、住宅そのものではなくて周りの環

境を整備していただきたいという思いからこの質問になっています。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 只今ご質問がありました内容と受け方としては、安平町の住環境の整備に関する大きな考え方という点でお答えさせていただきたいと思います。細かい個別、具体的なことについては別途違う形のお答えになっていくかと思しますのでご了承いただければと思います。安平町の住環境の整備に関する内容については平成30年4月に策定された安平町住生活基本計画の第3章安平町の住宅施策の展開の中で住宅施策の基本理念や基本目標の設定のほか住宅施策の展開方向を整理しており、その主な住宅施策の項目として若者世帯、子育て世帯が安心して暮らせる住まいづくりの推進、町有地、空き地等の利活用による多様な住宅ニーズへの対応、民間資金等を活用した新たな分譲地の開発検討など14項目にわたる住宅施策を掲げているところです。ご質問のありました移住者への内容と配慮については、この住宅施策の1つである定住促進及び地域主体の住環境づくりに向けた総合的な情報提供という項目の中で町民、住まい手、移住定住希望者などが安心して住宅取得や新築リフォームができ、町に永く暮らし続けられるように住宅関連情報の提供と相談体制の継続と充実を図りますと記述しているところですので、引き続き本計画に基づきながら町民、事業者、関係団体機関等と連携の上、これら住宅施策を推進していく考えです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今お聞きしましたら、それらが全部実行されているなら本当に素晴らしい綺麗な街並みなのだろうと思うのですが。例えば町で分譲しましたラ・ラ・タウンの中でも街路樹が今相当数枯れた状態になっています。2本や3本ではないです、その倍ぐらいの本数が枯れた状態になっていますし、空き地の草刈りにしましても私の方でお願いしなければ刈っていただけない、年2回お願いして刈っていただいています。そんな状況の中で都会から来る人にすれば大変住環境の、劣悪ということではないですが、ちょっと思いもよらないような景観を損なっているような状況にびっくりするわけですが。今後は隣町に大きな会社が進出して参りますし、その方たちの従業員だとか会社員といった方への住宅提供をするには立地条件としてはいい場所ではないかなと、安平町はいい場所ではないかなと思っていますので、そういった方たち、都会に住んでいる方たちもいるだろうと思いますので、そういった色々な住宅に対する期待に応えられるような、そうい

うことも考えた上での住環境の整備というのは大事なことだろうと思いますので、もう一度全体的な住宅地としての環境の在り方についてどのように考えているのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） ラ・ラ・タウン内にある街路樹のお話がありましたので、建設課の方からもお話をさせていただきます。ラ・ラ・タウン内にある街路樹の育成状況が悪い箇所があるため青葉町内会と既に協議をしていますが、枯損木については伐採し植栽可能な箇所には新たに木を植えていこうということになっています。ちなみにラ・ラ・タウン内には76か所の植樹枡がありまして、そのうち40か所の生育状況は問題ないので現状のままいきます。16か所は一度伐採し、新たに植樹します。すでに伐採が完了し空いている枡4か所については新たに植樹します。伐採が完了していて切り株が残っている6か所については切り株を除去し抜根処理をします。空き枡が10か所ほどありますが、毎年地先の方が花を植えられて環境整備にご協力いただいていますので、当面はそのままお使いいただくと考えているところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町内会には環境整備するボランティアの役員の方もいらっしゃると思いますので当然話し合いはなされているのだろうと思っていましたが、伐採した後に新たな木を植えるということですが、この木についてどのような木を考えているのか。例えば高齢者でしたら木から落ちる葉っぱの掃除に大変だって、若くはない体で毎日落葉の始末をするのが大変だと言っていますし、木の陰になって家の窓からの景観を損なっているという苦情も私の方で聞いていますので、今度伐採した後の木はどのような木を植えるのか。よその団地、例えば札幌でも見たら低木を植えているところはあるのですね。あまり団地の中にナナカマドのような背の高い木を植えているところはないように見受けるのですが、普通の街路樹と違いますので、住宅の中の街路樹ですので、その辺のところを十分考えて植樹はするのだろうと思いますが、どのような木を植えるのか改めてお聞きします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） ラ・ラ・タウン内にある植樹ですが、ナナカマドが昔から植えられている木なのですが、昔このナナカマドが定番であちこち早来市街地にも結構植えられているのですが、ナナカマドは高木ということで結構大きくなると幹も太くなりますし枝ぶりもかなり良くなるので葉っぱもそれなりに付いてくるということで、秋になれば紅葉して綺麗ではあるのですが、終わってしまうとその葉っぱが落ちてくるということで地先の方が苦労して一生懸命掃除していただいていると。町の方でもする時もあるのですが、皆様はその前に綺麗に片づけている状況ということなのです。これからの考え方ですが、一応このナナカマドなり例えば高木で松系の背が高くなるような木については、今後植樹として適していないと考えていますので、できれば中低木を考えていると。これから来年度予算の話、先ほどの話は来年度予算の話になってしまうので、これから樹種選定はしていきたいと思いますが、例えば道道追分の市街地にある道道に植えているヤマボウシですとか、できればなるべく樹形が大きくならないような形、もしくはなるべく虫がつかないような樹種を選定していければと考えています。最終的にここまた町内会の方とも打ち合わせをしながら進めていければと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 植樹する木について色々と考えているということですが、ヤマボウシだけはやめていただきたいと思っています。というのは実が落ちて、その実を踏みつけて転んだ方が何件かいらっしゃいますし、葉っぱだけではない落葉物による被害もありますので、しっかりと考えた上で木は選んでいただきたいと思っています。

では質問次に移ります。安平川は追分地域の人々の心配を解消するために川床を下げる工事が必要ではないか。道に対して説明を要請したことはあるのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 河川の水害対策については、議会でも度々ご質問を受け二級河川安平川整備計画のお話をさせていただいています。河川の構造上、上流部分を掘り下げたり川幅を広くしたりしても水害対策にはならず、下流部分から根本的に改善していかなければなりません。ですので、早来源武地区から安平地区そして追分地区へと順番に工事が進んでいきます。令和5年度においても安平川整備計画に基づき苦小牧エリアの弁天沼周辺の河道内調整池の整備工事や樋門・樋管の整備、源武橋付近の堤防舗装など北海

道が進めているところです。毎年2月に開催される社会資本整備推進会議において北海道に安平川の進捗状況を伺っていますが、国からの交付金が厳しい状況のよう思うように進んでいないとのことでした。道に対して説明要請をしたことがあるのかというご質問については、政策推進課山口参事より回答します。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問後段の北海道に対しての説明要請状況についてお答えします。二級河川安平川に関連する北海道への要望状況については苫小牧市、白老町、厚真町、むかわ町、安平町の1市4町で構成する苫小牧地方総合開発期成会による要望という形で次の3つの項目を要望書に掲げているところです。まずその1つ目は最重点要望事項という位置づけで二級河川改修事業の促進（安平川、遠浅川及び厚真川）を掲げ、その中で安平川下流域の早期改修を要望し、残りの2項目については重点要望事項という形で二級河川安平川大規模特定河川事業（補助）の促進、二級河川安平川の環境整備事業の促進（堆積土砂の除去及び立木伐採整理、親水護岸の早期整備）をそれぞれ明記しているところです。また、本年度の北海道への要望活動の状況を申し上げますと、6月9日に北海道胆振総合振興局において1市4町の市長、町長による要望活動を行い、7月6日には北海道庁において1市4町の市長、町長及び議長による要望を行っているところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 安平川は私が来た頃にはナイアガラの滝の花火をしたり、お盆に灯籠流しがあったりして大愛町の中にある川として有効に使われている、町の活性化も含めて綺麗な川だと思っていたのですが、昨今の異常気象による雨量から心配しましたら、あれだけの木が大きくなって何本も、自然に生えてきた木なのではないか、大きくなっていますし、それから水の流がかなり細くなって周りに土砂が堆積している状況から考えましたら、初めに川の整備をした時に護岸の整備も含めて整備した時の環境とは随分今は違ってきているのではないかなと思っています。大量の雨が降ったことで木が倒れて水の流れを堰き止めるようなことになると街中に水害が発生することも心配されますので、心配されることの一つでも解消しておいた方がいいのではないかなということでこの質問になっています。これは町民からも何人かからもそういう心配に対する対策はどうなっているのかと私の方に寄せられてきています。最近の色んな場所での雨量の多さ、水害

の発生だとか考えた上での対策について伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 水害対策ということですので、二級河川の水害対策は北海道が担っているということですので、ここ数年灯籠流しは中止になったりして、河川の利用が少なくなっている部分もあって、環境整備的にもやられていない部分もあつたりして。それから草が生えてきたり、木が自然に生えてくるという状況ができていのは確かかもしれません。一応北海道に対して、安平川全体のことですが河川のところに樹木があることによって先ほど議員もおっしゃられた流れが阻害するのではないかという心配もあるところもありますので、北海道、そういう対策については、交付金が付かずに北海道の単独費を使って整備していただいていると。過去にも何度も町の方から要請をしてその阻害する樹木の対策等をしてほしいと。あと河床に溜まった土砂を上げてほしいという要望をかけた上で、やっけていただいている経緯もありますので、今後も北海道に対してそのような維持的な部分について、それが水害対策につながるということで説明しながらその辺も要請していきたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 説明では町長も議長も改善要求で要望は出しているとお伺いしましたが、これに対しての返答はいただけることになっているのかどうか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 例年要望書をあげますと、道の担当部局からその対応についてコメントをいただいているような状況でして、そのような内容で次年度の予算化等に、措置等を検討していただいている状況となっています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 全体的に若干補足ですが、苫小牧地方の総合開発期成

会の要望については、毎年札幌だったり室蘭要望もさせていただいてきました。この間コロナ関係もあって議長と一緒にいけない時期もありましたが、今回札幌は一緒に行くことができたということで、きちんと地域の実情を踏まえて要望し、ただし事業費だったり事業量が膨大なものですから、当然その予算の兼ね合いもあって、できることから、最優先の方から、例えば洪水対策でいけば下流域の方からやっていくですとか、色々なことも考えていただきながら少しずつであります整備をしていただいているということです。

また、4番目の質問にも絡むかもしれませんが、先ほどの河川が、安平川ですね、駅前中心としてちょっと細くなってきたり、柳だったりといった草刈り含めてというご指摘もいただきましたが、私も当時まちおこし研究所の中で様々な河川環境整備だったり、そこで魚を放流したり、そういった事業をする際に当時の土木現業所にも団体として訪問して様々なお願いをして草刈りをしていただいたり、様々な改善も図っていただいた。灯籠流しもそうでしたね。そういった環境に配慮するような民間の、また住民の取り組みが減少してきたということも背景にもあるのではないかなと思っていますが、いずれにしても米川議員おっしゃるような治水対策というか洪水の防止だったり後段出てくるような環境といったところについては重要なことだと考えていますので、これは北海道だけでの責任ではなく町も含めながら環境を守っていければいいなと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 4番目の質問ですけど、これも無理だろうと思ったんですけど一応出していますのでお答えいただきたいと思います。景観を考えたまちづくりは住民の誇りになり観光客を呼べると思うのですが、跨線橋から南方向の安平川を整備すると風情があります。小さな橋の形にも工夫してはどうか。今、川の整備すら難しい状況の中で橋のことまでは要望はできないだろうと思うのですが。たまたま撮り鉄というのか跨線橋から列車を撮影しに来ていた人が川に向かってカメラを向けていたものですから、私近くに車を停めて聞きにいったのですね。そしたらもう震災前の話、7年ぐらい前の話です。ここから見る安平川がすごい風情があるって。そういうふうに言って写真を写していたものですから。それでふと考えたのは景観を考えたような川だとか住宅地だとか、そういうまちづくりにつなげていったらいいのではないかなと思っています。また、追分駅の枝垂れ柳、あれにもカメラを向けていた人がいらっしやいましたので、地元の人には気が付かない景観というものがあるのではないかなと思っていますので、景観を考えたまちづくりをお願いしたいと思ひましてこの質問になっていますけど。具体的に



は橋の形を工夫してはどうかとなっていますが、これも今までの答弁からい  
ったら無理だろうと思えますけど一応お願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 通告内容を見まして色々と想像して色んなことを考  
えて答弁書を作らせていただきましたので、ちょっと話も大きくなってしま  
ったような気がして申し訳ないのですが、先ほど町長からもお話があったと  
おり安平川のこの駅前の部分ですね。色々と使われていた話ですとかされて  
いましたが、おさらいになるのですが、また同じような話を何回もして大変  
申し訳ないのですが、説明させていただきます。追分市街地を流れる二級河  
川安平川ですが、追分駅前を中心とする約1キロメートル区間の低々水路の  
環境整備として北海道に親水護岸の整備を行っていただき既に完了してい  
ます。事業としては平成5年度から始まり平成27年度まで実施され、町道  
から低々水路まで下りられるような階段を設置していただいたり、低々水路  
を蛇行させてビオトープを作ったり、飛び石を設置して川を渡れるようにし  
たり様々な工夫をしていただいています。昔から安平川を利用した年中行事  
として灯籠流しが行われていたり、稚魚の放流や今年度は小学校の自然学習  
で活用していただいたり町民と密接な関係の河川です。

通告の内容から察すると跨線橋から見渡すと安平川の景観が素晴らしいた  
め、特徴のある橋を架けて観光の一つのアイテムにするというお話かと思  
います。河川行政に関わる者として観光のお話をするというのはせん越ではご  
ざいますが全国的な話としてお聞きいただけたらと思います。観光地で有名  
な橋と言えば永遠と長い長大橋だったり、山間部を渡す吊り橋だったり、日  
本最古の橋だったりと距離が長いとか歴史があるとか特徴のある橋が観光と  
結びついているようですし、河川を利用した観光として聞くのは古くからあ  
る川下りやラフティングなどのアクティビティ観光と結びついているよう  
です。また、自然のままを利用した観光であれば河川を囲む山あいの紅葉が素  
晴らしいですとか、滝があるとかも有名だと思います。景観が良いというだ  
けでは観光に結びつかず、橋の形だけ工夫しても意味を成しません。例えば  
用地の問題があり、不可能ではありますが安平川の両側に数キロに及ぶ桜を  
植えるとか、安平川では難しいですがたくさんのホテルが生息していて跨線  
橋の上から観察するとか、プロジェクションマッピングなどを利用して夜間  
に幻想的な風景を映し出すとか、期間限定ではありますが有効ではないかと  
思います。また、市街地を観光化する場合には交通安全上の問題や駐車場の  
問題、商工会や観光協会との連携、手続き上の問題など様々な課題をクリア  
する必要もあります。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ありがとうございます。私も以前安平川で鴨が親子連れで泳いでいるのを見たりとか驚がいたりとか、そういう姿を見ているのでね。本当に整備されたら情緒のある風景になるのではないかなと思っていますが、この問題はこれで質問を終わります。

次に移ります、町バスの運行について。町バスの利用状況はどういうふうになっているのか伺います。

[木林総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） ここ数年の利用状況としては新型コロナの影響もあり減少傾向にありますが、令和4年度実績では利用件数が70件、利用人数は延べで1406人。走行距離については6524kmという状況となっています。参考までに過去の利用件数については令和3年度が31件、令和2年度が35件、令和元年度が161件、平成30年度が137件という状況です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 運行業務を担っている事業会社というのですか、その契約内容と年間の経費を伺います。

[木林総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 町有バス運行委託業務の内容については、車輛の運転業務をはじめ運行前、運行後における日常点検及び法定点検整備、燃料等の給油、タイヤ消耗品の購入保管、それと車輛備品の保管管理、事故の際の処理対応、自賠責保険等の事務手続き等の代行、車庫の管理清掃、その他町長が必要と認めた業務ということになっています。

次に年間経費の関係ですが、令和4年度決算額で業務委託料については728万1000円、その他、車輛のリース料、自賠責保険料、自動車重量税などを含めた運行経費全体では869万8000円となっています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 次、安全運転の指導は町が行うのか、それとも事業会社任せなのか伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 安全運転の指導の関係ですが、こちらは受託会社への指導それと運転手に対する指導に分けてお答えさせていただきたいと思えます。

まず受託会社への指導については、こちらは委託契約書またバス運行業務処理要領に基づき、業務が利用者の輸送であることを認識し、安全輸送に万全の注意を払い、法令等の定めを遵守し、良識を持って委託業務を誠実に履行することを委託契約の締結により町と受託会社の間で合意していき、これにより町は地方自治法の規定によりまして委託業務の履行を確保するため、受託会社に対して適宜必要な業務指示を行い管理監督を行っているところです。

次に運転手に対する指導の関係ですが、まず初めに指揮命令系統を簡単に説明させていただきますと、業務委託では委託者と受託者との関係性によりまして原則として町から受託会社の運転手に直接指揮命令を行うことはできません。そこで、まず町の業務担当者から受託会社が選定します業務処理責任者に対して指示を出します。その後指示を受けた業務処理責任者から運転手に対して指揮命令することにより、直接指導を行っているということになります。具体的に申しますと、定期的な研修会の開催により自動車の運転に関する技能や知識、その他安全運転を確保するための指導を行うとともに、日々の日常の指導としては運行前の始業点検をはじめアルコールチェックを含む運転手の健康状態の確認や、運行の安全を確保するために必要な指示、それと車輛の日常点検などを実施し、また、運行後におきましては終業点検を行い車輛点検や運行中における異常の有無の確認、アルコールチェックなどを実施している状況です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） これ運転業務をするどこの会社も、どんな業種も皆同じだろうと思いますが、チェックは大変重要なことだと思いますが、でもそれが守られていないからこそ乗客が不安を感じるということがあつたわけなつたのです。事故が起きるといふことがあつたつた。そこで今日のこの質問も乗客として乗り合わせていた方たちの不安の声を聞きとつてこの質問になつています。それで運転手さんの健康状態だけではなくて運行に対する技術的な

ものだとか考え方だとか、そういったことはチェックされているのだろうとは思いますが、年齢についての何か決まりごとみたいなものはあるのでしょうか、どうでしょうか。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 年齢の関係についてこちらの方で特に何歳以上は業務はできませんという、そういう指示、契約にはなっていません。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 契約した内容にもよるのでしょうけど年齢でも能力のある人ない人色々差はあると思いますが、それで年齢は問題ないとしても、運転に対する、安全運転に対する意識というものに対する指導は町からは自らできないということでしたので契約者としての指示を出すことができるということなのですが、そのただ何か問題があった時に町としてはそちらにこういう事例があって問題でしたよと、改善お願いしますみたいな要望はできるのかどうか伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 業務中における異常と言いますか、運転運行中に何か問題があったとか、そういった場合については適宜報告をいただくことにはなっています。運行業務をするにあたっては、まず運転日誌、これは日報ですから毎日運転手を書く日報があります。あと1か月に1回町に提出する月報がありますので、適宜異常があればその日報また月報に記載するとともに、緊急時の場合においては即座に電話で町の方に報告をいただくということになっていまして。先ほど私の方で業務指示、指揮命令は直接町から運転手の方には原則としてできないというお話をさせていただきました。ただこれは契約書にも謳ってはいるのですが、緊急時、事故ですとかの場合については、町の方から直接運転手の方に指示することもありますので、そこは適宜状況に応じて町の方から会社の方に指導する場合もありますし、緊急時の場合は町の業務責任者から直接運転手の方に指示を、指導をすることもあります。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 先日老人クラブでエスコンフィールドに行かせていただいたのですが、その時の乗客として乗り合わせていた数人の方からこの運転では命を預けるには心配だというような声が出ていますので本日のこの質問になっています。乗客の方からこんな苦情がありました、こういう改善をしてくださってということは町の方からは要望というか注意というか、それはできるということなのですね。わかりました。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 当然利用されている団体また利用者からの苦情と言いますか、そういった部分についてはその都度何か異常があれば町の方に連絡をいただければと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） これからも町バスを利用させていただくについて不安を感じたことがありましたので、後で課長の方にお知らせに参ります。

では次の質問に移ります。事故があった場合の車輛や人的補償についてどのようになっているのか伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 自動車保険の関係ですが、こちらについては法律で加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険いわゆる自賠責保険というのですが、それと自賠責保険でカバーできない部分を補う任意保険がありますが、自賠責保険については交通事故の被害者の救済を目的とした保険ということで説明については省略させていただきたいと思います。現在加入しています任意保険の関係については対人対物賠償については無制限、人身傷害にかかる基本補償については車に乗車中の事故により怪我で死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院又は通院をした場合については、1名につき3000万円を限度に、こちらは損害の実費実損を保険金として支払われるということになっています。それと特約として、ここは定額になりますが事故の日から180日以内に死亡した場合は定額の500万円が追加、後遺障害が発生した場合は保険金額に応じて4%、100%の金額ということで、入

院した場合は1日7500円、通院した場合は1日5000円と。最後に車両保険の関係になりますが、こちらは時価相当額ということでこれに応じて保険金額も変わるということで、町有バス2台ありますので1台は最大で600万円、もう1台については最大280万円、免責金額は修理代の自己負担額ということになりますが、ともに5万円という状況になっています。以上です。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 安全運転のことはぜひとも会社の方としっかりと話し合いをしていただきたいと思います。これで質問を終わります。
- 議長（多田政拓君） 以上で2番米川恵美子議員の一般質問を終わります。次に3番小笠原直治議員の一般質問を許します。

### 【通告No.3 3番 小笠原 直治】

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。財務省含めて国税庁が令和3年からインボイスの登録を受け入れておりまして、令和5年度、今年は3月末までに登録者事業者になることになって4月から実施というスケジュールですが、6か月を延ばして来月10日からインボイス制度導入を行うことになっています。インボイス制度について町民の多くが理解をされていないのが現状でして、その背景は、私はあんまり理解されると消費税そのものの根本に関わる問題もあるので、これは事業者間と国税庁の間の中で粛々とやられているような気がするのですが、この制度導入により安平町がどのような関わり合いを持っていくのか。さらにその対応方をどうしていくのかについて質問をして参りたいと思います。  
それでは質問1に入ります。インボイス制度導入とは何かを伺います。

[下出会計課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 会計課長。
- 会計課長（下出佳史君） インボイス制度導入ということのご質問ですが、まずインボイスとはというところで説明させていただきます。売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるもので、具体的には請求書に登

録番号、適用税率及び消費税額等の記載が追加された書類やデータのことを言います。その上でインボイス制度とは、売り手側になりますが売り手である登録事業者は買い手である取引相手から求められた場合にはインボイスを交付しなければなりません。また今度、買い手側については買い手は仕入れ税額控除の適用を受けるため、原則として取引相手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保管、保存が必要となるものです。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今会計課長からも説明がありましたけども、ちょっと確認をしたいのですが、インボイスというのはいわゆる全ての事業者が適格請求書、国が定めた請求書を使うと。そして登録事業者として登録番号を記載していただくと。

2つ目として免税事業者も課税事業者にしていくような方向にしていきたいという考え方であるということでしょうか、その認識で。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 課税事業者、免税事業者というお話がありましたが、基本的なことを言いますと事業者側、お仕事されている事業者側の考え方によるかと思えます。言われていた免税事業者、課税売上高 1000 万以下の事業者の方、そこは今までどおり免税事業者のままでいくのかそれともインボイス登録をして課税事業者になるのか、そこを選ぶのは事業者の判断になるという考えです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） おっしゃるとおり事業者の判断ですが、そういう判断になっていますが、それほど財務省が進めようとしている中身についてはそれほど簡単なものではないと思っています。それで町としてインボイス制度は導入、財務省の導入はどのように捉えているのかね。この制度についての町としての見解を伺います。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 基本的に国が進めている制度になります。その上で実際町の動きというのもお話しますが、町もインボイス登録をさせていただいています。一般会計、水道会計、下水道会計この3つをインボイス登録事業者として登録させていただいて登録番号をいただいているというところですが、実際今度じゃあ町は事業者かというようなお話にもなるかと思うのですが、一般会計そのものは免税事業者と言いますか地方公共団体は申告また納付の義務は無いと一般会計についてはなっていますので、そういった申告の手続き等は出てこないところです。また、その辺の周知についても今日広報笑顔の方で登録番号の周知をさせていただいているところです。基本的には国が進めている制度ということで認識しているところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そうですね。私はこの良い悪いというのは私は悪いと思っていますよ、本人的には。しかしこれは良い悪い、悪法でも国は進めているものですから、地方公共団体としてはやはり国の方向性に基づいてしっかりとこのインボイス制度の導入についての考え方を理解されるようにしていくのが地方公共団体の使命といったら語弊がありますが、一つの仕事だと思っています。それで財務省、国税庁が言っている理由の中に2019年10月に導入された軽減税率の制度により現在の消費税10%と軽減税率の8%の2種類が混在する複数税率であり、それに伴う税額を適格請求書は商品ごとの消費税率とそれぞれの消費税額が記載されるため、消費税額を正確に把握することが可能になると。また、仕入額控除を計算する際、現在の請求額等の記入方式では消費税の不正や計算ミスの防止が難しいと。例えば軽減税率8%仕入れを行い、計上は税率10%の仕入れとすることで差額2%利益するといった不正や含めてミスの防止が期待できるということをされまして、インボイスいわゆる国の適格請求書の利用により、取引の透明性をより高めることにつながっているという、これ財務省の見解なのですが、これについては町としても考え方の意見は一致できますか。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 今議員が言われたとおり、正確に記載がされていますので把握することが可能になる、また不正防止につながるという認識でおります。

〔小笠原議員挙手〕



- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 先ほど会計課長が触れたのですが、私も勉強不足で監査委員のわりには何をやっているのかと言われるのですが、安平町では使用料及び手数料に消費税は上乘せしていますか。

〔下出会計課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 会計課長。
- 会計課長（下出佳史君） 基本的には消費税含まれているものという認識ですが、ただ、中には例えば国等の制度によって、法律によって含めてはダメというものもあります。そういったこともありまして、私どもの方で実際に町で使用料手数料、科目どれだけあるのかと。そのうち該当するのがどれだけあるのかと、そういった調査を担当課にも周知させていただいて調査したところですか。かなりの数があります。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） かなりの数があるというのは消費税をいただいているということですね。いいですね、はい。それで消費税をどのように算出をしているのですか。

〔下出会計課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 会計課長。
- 会計課長（下出佳史君） 科目と言いますか、それぞれですね、このそもそもの基本料金というか単価ですね、この設定は各担当課によって積算されているものというところですが、その中に消費税が含まれているだろうという判断をしていますので担当課の方に確認をさせていただいたところですか。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） その使用料手数料の消費税の算出方法は、それぞれの担当課がやっているということですね。そうすると担当課では仕入税額控除というのはきちんと入れて算出をしているということによろしいですか。

〔下出会計課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 会計課長。
- 会計課長（下出佳史君） 制度的なことを言いますと、当然仕入税額控除になる部分というのも出てくると思います。ただ、先ほども言いましたが地方公共団体というか一般会計は申告等の義務が出てきませんので、その分を細かく数字が出ているかというところ、そこは無いかなというところになります。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） しっかりと分けて、町民にこれ取っているものと国の色々法律上の問題点でできていないものをきちんと明確に提出をしなければならぬと思っていますし、私が言うに監査委員のお前が指摘すればいいんじゃないかという面もあると思うのですが。そうではなくてきちんと町民の皆さんにこの使用料、手数料についてはきちんといただいていますよということは明確にすべきだと思っていますが、取っている消費税の申告は税抜きなのか、それとも税込みになっているのか、どちらの方式でやっているのですか。

〔下出会計課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 会計課長。
- 会計課長（下出佳史君） 税込みとなっています。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 税込みとなると、これは記載される時には科目になる時には租税公課としてになるのか、そうではなくて全く違った形になってくるのかね。これどういうふうに取り扱い方になるのかね。損金として扱うのか色々な税込みの場合はどういうふうに申告していくのか、その点ちょっと教えてほしいのですけど。

〔下出会計課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 会計課長。
- 会計課長（下出佳史君） 税込み方式で計算をしております、その内消費税額というような表示が今後出てくることになるのですが、実際それを税務署

に対して申告をするというような形のものではございませんので、実際その勘定科目を言われましたが、基本的にはそれぞれの歳入の科目の中に税も含めて受け入れているという恰好になっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） なかなか地方公共団体ですから普通の事業所とは違うので、ややこしい面があるのかなと思うのですが、そこ辺りもしっかりとしたふうに決算の委員会の中で議論されるのだらうと思います。

それでは2番目に入ります。町が取引きされている免税事業者数とその支払い総額について伺います。

[下出会計課長挙手]

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 取引しています免税事業者数、総支払額ということなのですが、現時点では課税事業者、免税事業者との区別はされていないため事業者数及び総支払額をお示しすることはできないところです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 会計課長ね、これなんでこだわるかという令和3年度から財務省は受け付けを始めて今年4月から実施に向けて動き始めている現状の中で、それは免税業者と課税業者をきちんと整理をされていないというのはね、私はそんなことはあり得ないと思っているのです。だって会計課長、前は税務課ですから全部中身的にはわかるだらうと思うのですね。ただ、私はなぜ聞くのかというのは、きちんと分けなかったら、支払額には全て消費税10%支払っているのですね、支払っていますよね。でも免税度合いでは支払われても国に納めていないですね、その点含めて先ほど言った一番に確認したのは、国はそれを無くそうとしていますね、いわゆる免税から課税の方に進めていきたいということにしている現状の中では、やはりしっかりとした形の中で全てを網羅して答えてほしかったなと思っていますし、今していないと言いますから、今から計算しろと言ったってどうなるかわかりませんので、私の方としては私の通告の中身については、きちんと分けてほしかったなという面があります。

それで3番目に入ります。これも同じように似たようなもので、業務委託されている免税事業者にするとその支払い総額について伺います。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 先ほどのご質問と同様になりますが、課税事業者、免税事業者の区別はしておりませんので事業者数また総支払額をお示しすることができないところです。参考までに税務課にお願いして数字をいただきました。令和5年度の個人住民税における収入で営業収入のある方が192人います。そのうち1000万以下の方が143人です。また、農業収入がある方が173人で、そのうち1000万以下の方が61人です。ただ、この数字は消費税の免税事業者というわけではありませんのでご了承いただきたいと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） わかりました。それで私は業務委託、これ今日議員の皆さん方に配られているのですが、令和4年度の決算の中に業務委託費14億8427万2808円が決算に出されているのですね。そのうち10%ですから1億5000万近くは消費税として事業者には払われているということによろしいですか。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 決算資料に記載の金額ですね。これが14億8400万というところですので、その10%分が消費税になると考えます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これもまた先ほどと同じですが、町民の方にしっかりと免税業者は国に納付はしていませんよということを、そろそろ明確にしていった方がいいだろうし、今その分は国は何とかして課税業者へしてもらって、行きたいという方に行っているということですから、そこら含めて今後この、私は今後ないと思っているのですね、ほとんど。免税事業者、流れ的にいけば免税事業者が減っていくだろうと思うのです、全体的に。世の中全体ありますから地方公共団体以外の事業者はそんなところとは相手しません、取引しませんから。自分の会社が損しますから。いわゆる免税、課税事

業者との取り引きに切り替えていきます、その流れ的にそうなってきますから。それはその意味では免税業者は減っていくだろうと思っています。そんな意味であるので、ちょっと答えづらい、外れるかもしれませんが、いわゆる簡易課税というのは下出課長わかっていると思うのですが、その中に区分というのがありますね。すると国はこういう、みなし仕入率ということになって色々措置として優しく計算しやすくしていますね、国で出ているので。それで委託業者、どこのどの分野に第何種に入るのかなと思っていますのですが、何種に区分けした場合どのへんに入るのかなと思うのですが、そこ辺りはどうでしょうか。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 簡易課税制度におきます業種区分ですね。6種類ほどになるのですが、言われている委託業務の種類がどこにあたるのかというところですが。その委託の内容ですよ、保守点検ですとかそういった部分になりますと単純にサービス業ではないと思われまして、製造業、建設業また小売りというところになりますが、実際その業務の内容によって同じ委託としても種類が分かれてくるかなと思っています。当然みなし仕入率もそれによって変わってくるものと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 国としては6種に分けて事業種も入っていますね。それは課長ご存知のとおり実態論としてどういうふうに区別していいのかという部分ではなかなか棲み分けができないのかなという面もわからないわけではないですが、そこをしっかりと、きちんとしていかなかったら国の出しているみなし率というのは違いますので、これでやってくださいとなりますから、そこはしっかりと押さえながら今後インボイスに入るようにしていく方向の一つの目安にさせていただきたいなと思っています。

それでは4番目に入ります。町が取り引きされている免税業者、委託も全部含めてですが、現在の登録者数についてどうなっているのか伺います。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 現時点でのインボイス登録事業者数についてですが、この登録は税務署に対して登録申請されるものですので町で数を把握する

ことができないところです。そのため苫小牧税務署に照会をしたところですが、市町村別の登録事業者数の件数については開示できませんというお答えでした。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 課長ね私が言っているのはね、その通りなのですよ。聞けば答えられませんかと言うのですよ。そうではなくて私が言っているのは今国がやろうとして、インボイス制度を導入してしっかり消費税の不公平性を無くそうという時にやろうとしている時に、当たるのは担当課ではありませんか。取引している担当課が、あなたどうするのですか10月から、登録するのですかと。それをやるのが皆さん方の、担当の仕事ではないですか。しなければならないでしょ。国が進めようとしているのだから。未だにしていけないということはね、そんなことでいいのかなと思っているのですよ。安平町としては、これは悪法なんだと、これは困るんだと免税業者が。こんなものは受けられないんだという視点に立っているなら結構ですよそれで、視点に立っているのなら。しかし、先ほど言ったとおりそんな視点ではなくて、財務省、国税庁含めてやろうとしている時に地方自治体としてそれらに向かっていわゆるインボイス、国の領収書を使いましょうというふうに進めていこうとしている時にですよ、取引をしている先ほど会計課長が言ったようにそれぞれの担当課が取引きしているからわからないと言った。それぞれの担当課がしっかりと取引先の事業者に対してお宅は10月からどうするのですかと聞くのが当たり前ではありませんか。他人任せではありませんよ。そうしなければならないということですからその点はいかがですか。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 課税事業者、免税事業者というところですが基本的に今10月からスタートするというところです。我々のところも各支払いのために請求書等確認をさせていただきます。そこで免税事業者、課税事業者を把握するのは10月からは登録番号が入ったものが届けば、これは課税事業者だという把握が多分つくというところです。入っていないならばまだ迷ってられているのか、やらないつもりなのか、今申請中なのかというところになるかと。そういった判断は10月以降は把握ができるかなと思っています。実際、今の時点で把握ができていくかどうかというところで、大手と言いますか、そういったところはあらかじめうちの会社の登録番号は何番ですよというようなお手紙なりが届いたりする場合がありますので、丸つきり把

握がつかないという訳ではないかと思えます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それは今課長が言ったとおり10月から領収書が上がったらわかるんだそんなの、どこになっているかって。そうではなくて、これ課税事業者も入るのですね。入った方が得なんだ、課税事業者の場合はね。免税事業者が入ると、いわゆる消費税を払わなければならないからしんどくて引いているのかなと思うのですが最終的には私は入るだろうと思っていますよ。でも私が言っているのはそうではなくて姿勢として扱っている担当課の皆さん方がやるべきではないのですかっていうことを聞いているのですよ、お宅どうしますかと。お宅10月から入らないのですかと。国が進めていてどうですかとやるのが筋ではないのかと、いうことを下出課長に言ってもちょっと詮無い問題ですけれども、そう思いませんかという事なのですよ。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 一つ一つ整理させていただきたいのですが、まずインボイス制度という部分の中で今一般会計のお話をされていますが、あくまでも国税対応の部分で事業者間、仕入れ控除、仕入れ税額控除ができるかできないかの部分です。今小笠原議員のインボイスの登録業者になった方がいいというようなご意見がありましたが、それに対して町もその事業者に対してインボイスをやったらどうかと、そのような周知、そういう形が行政としてやったらどうかというお話だったと思います。ただ、この部分については消費税の税率計算、確定申告等においてはあくまでも国税ですので、この取り扱いという形で行政、町が行っているというところです。先ほどから納税額の売上税額の2割、それとこの免税課税、このインボイスには課税業者なのか免税なのかの2つに分かれますが選択制という部分があります。先ほど下出課長が言いましたとおり10月1日からになっていて把握ができないという形で縷々ありました。その部分において町としての見せ方、その対応はどうなのか、姿勢はどうなのかと問われましたが、この問題についてはあくまでも国税、あくまでも幅広く言ってしまうと租税公課、税の公平性これらの部分を加味していた中で、あくまでも事業者と事業者における仕入税額控除の部分に対してのインボイス制度という形の中で認識をしているところです。以上が整理したところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいやだから副町長、私が言っているのは仕入税額控除になる部分もうちあるのでしょうと言ったらあると言っているんですから、うちだって関係してくるでしょうと。他人事じゃないですよ、私が言っているのは。全てとは言いませんよ。でも、いわゆる仕入額控除に基づいて消費税を算出している科目もありますと言っているから影響あるでしょうと。それでなかったら安平町が損するのですから。入ってもらわなかったら、そことやっただけ。そんな意味で言っているわけですから、どうしても国の一つの施策として立派な財務大臣の父さんがやっていることですから極めてそんなに甘くはないと思いますよ、締め付けも含めて。そんな意味ではしっかりと私は町としても方向性が、いいとは思いませんよ、財務省がやっていることは。でも悪法でもそうなっちゃっているからね。そんな意味ではそうやってほしいし、私はマイナンバーカードいいと思っていませんよ。いいと思っていないというのは任意だろうと思っていますよ。でも安平町は進めていますでしょ、任意ですよ。保険証との紐付き、あれは私間違っていると思いますよ、ひも付きね。そういう意味では色んな国のやっている間違い、ダメなものはたくさんありますよ。でも町として、地方公共団体としては色んな問題があっても進めていかなければならないという面もあるのでしょうということですから、インボイスについてもしっかりとした免税事業者に対しても登録していただきますように努力すべきではないのかということを行っているのです。

質問5に入ります。インボイス登録制度、登録していない免税事業者に対する対応策について伺います。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 町として課税事業者、免税事業者によって契約をするしない、購入をするしないといった区別はしていませんし、令和4年10月7日付けで総務省自治行政局行政課長通知というのがあります。その中で競争入札において消費税の適格請求書と保存方式に関する入札参加資格を定めることについてが発出されており、その通知において適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような要件を定めることは適切ではないと示されていますことから、今後も今まで同様の取り扱いになると考えています。

〔小笠原議員挙手〕



○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 入札参加させるかさせないかではなくて、最終的にはそういう事業者を選ぶが選ばないかの問題であってね。町としての基本スタンスとして。という問題だろうと思っている。私はインボイスの登録はしっかりと、厳格に言えば制度導入しない免税事業者に対しては説得をして入っていただきたいと言うべきだろうと思っているのです。だって町民としては今回のインボイスでちょっと勉強している町民の方は消費税私たちが10%払っている。1000円の10%は100円、私たちが払っているのです。100円全部国に入っていると思っている方もいたのです。しかし、インボイスをネットや何かで見ている人はあれっと。私の払っている100円、100円入っていないですねと。せいぜい入っていても20%ぐらいしか入っていませんねと気が付いている町民もいるのです。ということは仕入税額控除があるから事業者は自分やった時の全部引き落としていきますから。で、残った分だけを課税事業者が払っているのが現状ですね。さらには払っていない、1000万ではなくて1100万なら払う。この矛盾に不公平ではないのかなという町民も出てきているのです。やっぱり私たちが払った消費税はしっかり納めてほしいねと。むしろ町が払っている消費税はしっかりと国に払っていただきたいというのが私は町民感情だろうと思いますよ。確かにこれで免税業者が苦しくなる面もあると思いますよ、わからないわけではありません。払っていないものを払わされるのですから。でもね、仕入税額をやっていくとそれほど負担にならないし、先ほど副町長が言ったように2割というのが経過措置の中で20%支払いというのも簡単に出てきますから、そういう措置もとっていますから、私はそんな意味では町としての対応としては私はしっかりと払っていただく業者を選ぶ、さらには払っていただくように説得をしていくということが町民に対して限られた財源で払うわけですから、それを国に行つて消費税で我々の国民に対して社会保障や教育保障に回すと政府は言ったのですから、それはしっかりと回していく方向性にいくのが物事としての考え方ではないかと思えますけどその点いかがですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 只今小笠原議員のご意見、質問を聞きまして、下出課長の部分もある程度あるのですが。この免税事業者に対する対応等について仕入税額控除が認められていないため、取引先が負担する消費税が多くなってしまうと。インボイス登録をしている他社との契約に乗り換えるため顧客や取引先から取引を迫られる可能性がある。町の部分の先ほど言いましたこの適格請求書発行事業者なるものを競争入札に参加させないこととする

ような要件を定めることは適切ではないという部分も一つあります。ただ、インボイス発行事業者登録をしなくてもいい人もいるわけですし、仕入税額控除を行う必要のない顧客が一般消費者のみの場合、顧客が免税事業者並びに簡易課税事業者のみの場合、顧客の了承が得られる場合もあり、これまで答弁していました2023年10月1日から導入される仕入税額控除の公式の制度であり、仕入税額を控除するには適格請求書が必要であり、登録する場合における支援制度もありますので、小笠原議員が言っていた町の姿勢としてきちんと登録事業者への登録をするべきではないのか、そういう周知なのかという町の方針を求められていますので、まずは経済産業省、財務省などのホームページにて早めの検討が必要であると。このような形の中でホームページがいいのか、広報紙がいいのか。ただ、今日発行の笑顔においては安平町も登録事業者であるという部分の広報笑顔で周知していますから、今後只今小笠原議員が言いましたような周知については検討をさせていただきたいと考えています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今副町長が言われたとおり最終的に判断は事業者の判断でやるということになっていきますけども、先ほど私が言ったように世の中の動きとしてはそんな動きにはなっていないという、一般的に社会の中では産業自体がそういう流れになっている現状の中では免税事業者にとっては厳しいのは、なってくることは事実なのですけども。ただ、私ちょっと理解できない面もあるのですが、いわゆる安平町側から消費税は払いませんということはできませんけれども、免税事業者が要らないっていうことはできるということが、消費税要りませんということができるとも言われているのですけど。私それができるならば免税事業者と取り引きをする時には入らないなら、入っていただけないなら消費税は要りませんというような方向性にしてもいいのではないかと思うのですけども。それ私わかりませんよ、私そんなことができるのか、消費税は要らないという免税店が通じるか通じないかはわかりませんが、ただ、色んな文献を読んでいる時には免税店側から、免税事業者から要りませんということはできますというふうに書かれているのです。そこ辺り私も勉強不足ではありますが、勉強していただいね。そのような方法論もあるし、含めて全ての中身に検討をしていただきたいなど。とりわけやっぱり私はあくまでも悪法だと思っていますよこれ。何を今さらと思って。でもしかし、決まった以上はしっかりと払っていただく。それが町民の感情としては町のお金でも一般財源払ったお金でも、私たちのお金でも消費税払っているのだから全ての事業者は払ってくださいねっていうのは一つのルールだろうと思っている。不公平もなくなると思

ますから、ぜひそれら含めて色んな面で検討をしていただいて、その方向性に向かっていたきたいことを要望して私の質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁は必要ですか。はい。以上で3番小笠原直治議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで15時まで休憩とします。

休憩 午後 2時43分

---

再開 午後 3時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を再開します。10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.4 10番 高山 正人】

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 10番高山です。私の質問は、まず1つ目から参ります。早来学園環境整備及び開校記念式典について伺います。1番目として渡り廊下のアスファルト床の修繕について。これは夏休み前ぐらいから何度か学校に行く用事があり全体的にどんな状態かなというところを見させていた時に、アスファルトを剥がして修繕をするという形のままで置かれていたので、どういうことなのかということと一緒にいた先生にお聞きしたところ直すと聞いたので、新しい学校なのだからいきなり直すとは一体何なのかということ、まずはこの修繕について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 昨年の建設工事において一部の外構工事のうちという形で渡り廊下部分のアスファルト施工をしましたが、その後雨水が溜まるなどの症状出ていました。冬場に向けて地盤の多少の凍上も想定していましたが、春まで様子を見ていましたが、どうしても水が溜まる部分が生じるた

め傾斜を取り直す修繕を実施しています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 勾配が計算上良くなかった。まあ、それも当然修繕しないといけないとは思いますが。また、ちょうど学校側と工作室の間、ここはアスファルトで行き来、床はアスファルトですから冬しばれる。当然それは想定できます。たまたま見に行ってみますと、入り口付近は段差が非常にない。だからこそ、このしばれ上がった時にアスファルトが上がっていると開閉がしにくくなるという状態になったのではないかなと思うけど、そういった事実はありますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今お話されたのは校舎側ということでしょうかね。

○10番（高山正人君） 両方低いと思うのですけど。

○教育次長（永桶憲義君） ドアの開け閉めに関しては特段問題はありませんでした。あくまでも本当に水が溜まるような状況だったので、運が悪くてなぜかしら扉に向かって水が集まってくる状況になっていましたので、その改善を行ったということと、あと使ってみて危険の無いように段差を設けていたのですが、除雪のしやすいような形を作ったりとか若干の修繕も含めて施行させていただいたところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 除雪のことを考えれば段差が無い方が出入りはしやすい、そのように私も思っています。しかしながら、私どもの地域は非常にしばれがきつく段差が若干あった方がある程度の段階になった時に、また、しばれがきつい時はどうしても凍ってしまうといった現象があった時には非常に危険も出てくるのではないかなという気がしていましたが、除雪のために、じゃあ前の勾配、高さよりも上げたということではないのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 上げたというか、要するに駐車場側に水がよく行く

ようにという形ですので、ある部分削ったと言った方が正しいでしょうかね。あんまり上げてしまうと逆に扉の開閉に引っかかるということになったので、そこら辺は現場の形を見た上で施工させていただきました。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） それにちょっと関連していつも思っていたのですが、この渡り廊下、ちょっと北海道ではなかなかこの渡り廊下というのは、屋根だけってというのは非常に懐かしいというか、これで本当に良いのかなってこのシーズン見ていましたが。雪降る時わざわざ雪を除雪しなければならない、通常であればあそこは囲われた状態になるのが普通なのかなと私は思うようなことがいっぱいあって、なぜここを屋根だけにしちゃったのかなと。デザインというのはかなり重視されているからそういったところから言うと壁を設ける、仕切りを設けるというのが嫌だったのかもしれないけれども、使用する子どもたちにとっては真冬あの状態で常にこの教室を使う場合は横断をするということになったら、これ今の問題ではなくてずっと先もこのままというのも非常に今どうかという違和感は見えて思っているのですけども。これは設計上何もこういったところは問題にすることは無くこの状態でいいという判断をされたのかお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私も正直言いますと同じような感覚は出来てからは思いましたが、ただ、こちらの設計する段階ではこの後ろ側には丘もありますし、さらには避難路として2階から1階から出てきてこちらの方に直接抜けるような導線もとるという形も計算上していましたので、そもそもこの建物をくっつけてしまえばその辺も解消できると考えたのでしょうか、この建物を建てた時点では音が大きく出るものは離して造りましょうとか、この形も少し凝った形で造ったということを考えれば、設計の段階では一応これはトータル的に考えてこういう施工を考えたということは間違いなかったのですけど、正直確かに冬の期間一定の部分のことを考えればこの風の強い時とかは正直私も同じような感覚は浮かびましたので、今後この辺は改善の余地もあるのかなとは若干思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） 次長が私の言ったことに共有してくれるのは非常にありがたいというか同じ感覚だったのだなど。私も北海道でずっと暮らしている人間としては、渡り廊下は昔はありましたが現時点の学校で存在するのかなと考えた時には非常に残念に思った場所であることは事実ですので、もし予算がつくようなことがあれば、早急に直すことができれば、本来はあそこは生徒が普通に渡れる場所にさせていただければありがたいなと思いますので、そのところはお願いのみにして次に移ります。

（2）木工室の外壁の保温性について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらの建物は早来地区の酪農業施設を彷彿できるような風貌を持たせ、構造についても特色ある構造で建設し、工作室として学習できる施設に仕上げました。一見経費削減に見えるかもしれませんが、元来の耐久性のある資材を使って断熱材が透けて見える場所もあり、むしろ凝った作りをして保温性を保っています。ご質問されたことは印象が悪かったのかもしれませんが、木造平屋建ての別棟の校舎としてもしっかりと断熱性、耐震性を含め北海道で整備する建築物同様の造りをしていますので、その辺はお伝えします。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） そう言われてしまうと何も言いようがない。ただ私が思うには、一般的な住宅には使われることは見たことがない。まして断熱材が直射日光が当たる。このようなことは普通は断熱効果が落ちるとというのが通常だと私はこのような業界にいて知っていますけれども、そういうことは何も問題無いと考えるのか。なぜその段階でこの外壁が良いと、どうやって決めてきているのかなというのが不思議です。設計者がいればもうちょっと説明を伺った方が本来はいいのではないかなと僕は逆に反論させていただきますけどいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 正直私は専門家ではありませんが自分の知識なりで使われている資材等はきちんと確認した上で考えると、この建物の構造自体の資材については決して悪いものは使っていないので、高山さんがおっしゃ

られるように断熱材が見えるというところを、逆に言えばそこも含めてきちんとした断熱の厚さが見られて手は抜いていないことも含めて確認もできることを考えれば、日光が当たって縮むかどうかはわかりませんが、そういった面ではこの建物の造りというのは学習の学べる環境も含めて非常に凝られた建物として、専門家の方もそういった見方をされていますので、その辺は私も自信を持って見ていたところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 私もこういった質問については特にお答えはあまり考えてなかったのですが、今高山議員がおっしゃっていた耐久性とかそういった耐性については次長が答弁したとおりなのですが、完成した時、またその使われる前段で見学会というか我々に対する説明も工事関係者からもいただいたのですが、あえて学習効果を、あの建物を使ってどういった形で構造物が建てられていて、そして中にどういったものが保温のために有るかだとか、わざと剥き出しに、見える化をした工作室になっているというような詳細説明ですね、それ以外にも色々ありましたが、あえて工作室だからこそ、そういった物を中で工作物を作るというだけでなく、この建物も含めて学習の環境に資するというご説明をいただいたのが今思い出しましたけれども、そういったところが強かったものですから最終的に今ご指摘のガラスウールだったり直射日光で、というようなところの耐性のものよりもそちらの方を重視したという、あの建物自体はそういったコンセプトのもとに建てられたとお聞きしています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） さすが設計者は言うことがちゃんと決まっています素晴らしい説明だったのかなと思います。ただ、私はポリカ性の波板だと認識しているのですが、ポリカ性ということは耐久年数が非常に長いわけではないということをご承知いただければと思います。これは選定される以上、材質がどんなものであれ長年どれぐらいで劣化するかということは承知の上で確認されたのだと思います。通常であれば10年とかそこらが限度かなと思いますけど、そのような認識はありますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私もその程度の部分の知識はきちんと持っていますし、実際に昔で言う鉄板の波板等も考えれば4、5年というところがありますが、実際は20年以上を使っているというところがあります。ポリカ性については当然透過性含めて今までの素材よりかは強く、そういった部分では確かに10年という物の耐久性もそれ以上のものも持ちまして、あとはほとんどがガルバリウムで覆っていますので、たぶんそのポリカの部分は構造が見えるほんの一部分というところを見ていただければと思っているのですが、そういったところも含めて私も素人ながらそこは理解しています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。何かそれはサンプル的な工作室の下材の一部という感覚をお持ちなのだと思います。正直言って使われている様子を伺って保温性に優れているというお話をいただきましたが、あそこには通常のボイラーではなく、ストーブという形で暖房をとっていらっしゃるかと思えますけれども、その程度で暖かいと言われると、僕はちょっと疑問符を抱いて見学をさせていただいたのですが現状はいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほど私断熱性は優れているまでは言い切ってはいないですけれども、通常の断熱性を持ったと言っているだけだと思うのですが、まず3学期から使い始めて実際にはあそこを使っている状況も私一度入ったこともあるのですが、十分3学期、1学期から使っていた時でも寒いことはありませんでした。ちなみにご存知のとおり工作室の使用頻度からするとかなり低いものもありますし、その辺を考えたらず今の夏は暑いとエアコンの部屋となれば当然寒ければそこを冬場それほど使うこともないところもあるのですが、基本的に水道とかも含めてきちんと整備されていますから、その辺も含めてちゃんとした耐寒性をもった建物であることは間違いありませんので、そこは理解していただければと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 次長が非常に強烈に大丈夫だということを強調されたので、あの建物には次長のマークを貼っていただければ大丈夫なんだと、こういうふうに思います。



それでは次へ参ります。旧早来小学校側にある廃品回収の小屋や庭の木や池の整備についてどうお考えか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 学校施設としての位置づけが明確でないため、整備の対象としてはいみせんでしたが、老朽化や冬場の利用にも支障があることを考慮し、取り壊してプレハブなどの倉庫へ置き換えるなどの案について検討しています。また、庭木や池については基本的に現状のままの考えで、木の伐採をせず池の修復も行わない考えです。数年前に池の修復についても考えたことがありましたが、既存の配管を使用することはできず、復旧にもかなりの経費がかかり、やめた時点で継続しなかったのは維持管理の課題が大きかったためで現在計画はしていません。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 函面を見て改めて思いました。あそこを省いていたのは一体何なのかと。敷地の中に入っている面積の中にちゃんとあるわけですから、本来でしたら計画の中に面積がいくらでどこに何があるかを把握した後何に使おうかと、この土地をどう利用しようかというものがあって良かったのではないのかなという気はしています。庭についても必要性があるのかなのか、小屋についても必要性があるのかなのかというような議論をされたのかどうか、今こうやって聞いたからそうしたのかどうかについて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回の学校の移転に対して敷地面積がこれまでの学校から比べると物凄く狭くなりました。ですから正直、本当にあそこの建物も壊して庭も全て整地してと考えましたが、いかんせん予算との戦いが大変大きかったものですから、そこに関してはある程度環境の自然を残すという、丘がありますが、やはり元々作った庭という形のこともありましたので、ここには触れず最低限木の伐採はしましたけれども、そこは一応手をかけずに残すことと。そしてまたお話のありましたリサイクル小屋として使っているところですが、正直ここも現在も使用しているということで、ここも壊したりすると経費がかかるということが一つのネックとなりまして、また先ほ

ど説明したように所在が当時P T Aか何かが作った建物のようでした、そこら辺の対応が時間的に間に合わなかったということがありまして、現在新しいものが出来上がって逆にP T A側からこの建物の美観上も活用というか、これほど大きくななくてもうまくできるとかという話が上がって、こういった話にご質問を受ける前から動いている状況になってきました。もう少しここもお金のことを考えずに全体として省いていければ良かったかなというところではあります、そういった事情で手を付けなかったところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 大事な遺産として残るのかなと、このようにも感じます。ただ、次長もあそこをよく見ていらっしゃるのだからわかると思うのですが、植えられた木は相当年数等が経っていて、その斜面についても路面についても根っこが露出して見える状態、ましてやちょっと斜めになって植わっている状態なのです。正直言って残してあげたいのですが安全性を考えると、あそこはもうちょっと整備するか思い切りあそこをスッキリするか検討いただけないかなと思っています。残したいのは山々なのです。私たちの先輩が一生懸命作っていただいた大事な森であることは事実なのですが、現状の今の置いたままであれば最終的にはあの通路側にある木は横にますます向かって曲がっていくだろうと、もしくは折れるだろうと想定されるので、子どもたちが安全だよというところを考えれば、あの場所はぜひとも考えていただかなければならないと私は思いますがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今高山議員がお話されたように色々な思いを持ってあそこを作っていた経過があって、それを解決して今回整備に進めるという時間が正直なくて、現状ではそのまま残してしまったというのが正直な流れでした。今お話いただいたように、そこら辺の思いとかあそこを作ってくださいった時の考えとかも現実的には継続することが難しいということをお先ほどお話しさせていただいたとおりなものですから、そこはきちんとご相談、どなたにするというのも実は問題だったのですが、そういったところを含めて来年再来年すぐには手がかけられないかもしれませんが、今いただいたご意見を含めて危険度の回避という部分も含めて対応させていただければと、今私が言うてしまうとまずいかもしれませんが、私としてはそう思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 何か聞いたよということにしておきますので。

それでは次に参ります。4番目の校舎裏の丘の現状と計画についてお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現状は主だった整備はしておらず、当初整備した遊歩道、現在学校で動物の飼育を始めた囲いを作った程度です。管理や直近の整備は保護者等有志の協力で若干お金のあまりかからないところから始める計画です。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、令和4年7月にみんなの学校の丘整備要望書をみんなの学校をつくる会よりいただいています。この中で実現可能な内容がありましたら次の段階で取り組めれば良いと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私何度もここは拝見をして、式典の前には綺麗になるのかなと思っていました。現実には草ぼうぼう、何をするのか決まってもいない。皆さんに披露させるにはちょっとなというようなところをずっと見て参りまして、最終的にはここ最近、山羊2頭の飼育を始めたというのが現実。ちょっと前に草を刈っていただいたというような現実。正直確かにみんなの学校をつくる会の中で一生懸命提案された部分も当然あります、夢もありますから何かを実現してあげたいという気持ちも当然あります。しかしながら、安全性も当然必要ですし美観といったところも当然考慮しなければなりません。1月の全員協議会の中でもこの辺についてはお金をかけないとお話もありましたし、また町長の方からは3月の議会の中に何か盛り込むことがあれば予算化するようなこともお話がありましたが、現時点で僕は見つけることができなかつたので、ここに対する予算は無いのかなという勝手な認識を持っています。図面をいただいて見ていると、滑り台とかスズランの丘とか鑑賞の庭とかと言ったような部類を分けていますが、私も何回も登ったのですが非常に斜面もきつく、これを子どもたち、またボランティアの中で色んなことをするという事はなかなか難しいだろうなど若干個人的に思っています。夢を実現するのも構いませんが、正直なところしっかりとしたプラン、しっかりとした計画に基づいて何をどうするかということはわか

りこの先後期総合計画の中で考えるとおっしゃっているので出てくるのかなと思います。ただ、黙っていても草は伸びる、それを鑑賞するわけにもいかない。ですから管理はしっかりどちらかの方でやっていかなければならない。自前でやると次長が1月に答えていらっしゃったので、その流れですつといくのかまずそこだけ聞きます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 自前でやるという表現も一番問題となりそうなどころの草刈りという部分がそこに行こうと思ったのですが、今年も3回ぐらいやったのですが、ちょうど式典に向けての1か月が物凄い猛暑になりました、実は8月の頭ぐらいに刈ったのですが、その後の伸び方が異常に伸びてしまって、あとはお盆過ぎぐらいから猛暑になりましたので人に刈ってというような状況の外ではなかったものですから、そこはお話のとおりに見栄えの悪い状態で式典を迎えてしまったことは反省点になっているかなと思っています。そこで一番の原因がニセアカシアが多く入ってしまっていて、今これをとにかく無くす対応を今年度中から始めています。あとは来年度以降、確かに自前で草刈りというのも含めて定期的に業者を入れたりするような方向も考えながら、あとは先ほどから言うようにきちんと今後できるところに手を付けていくプランを練らなければ見栄えの悪いただの山になってしまうところが痛切に感じていますので、来年度以降にできる範囲内ですが、そこから手掛けていきたいということで今学校グループの中では検討している段階ですので。まだ建物とか整備の実際の施設はまだ来年にはどうかわからないですが、少なくともお子さんが走り回ってもというか、お子さんは傾斜も結構元気に草が伸びていない時は休み時間でも利用していましたので、その辺も含めて対応できるところでやりたいかなと思っています。ちなみに飼った山羊が思いのほか仕事をしてくだいぶ草はなくなっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 今朝も見て参りましたら結構綺麗になりつつある。意外に効果があるということが自分の目で確認してきました。この計画、非常に、子どももあそこの丘を登れば楽しいという部分があるのかもしれないですけども、切り株がそのまま残っていたり、怪我されては一番困るというのが私の感覚です。野性味があつていいといえど何のことはないですが、怪我をすればお子さんが大変なことになることは承知の上であそこを遊ばせて

いいのかどうかという検討はしていただきたい。それと山羊を飼ったということですが、山羊の予算的なものと管理は誰がするのかということ伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） あの予算においてはP T Aというか学校自体が持っていて、昔から多分高山さんもお存知な、色々学校林の売払代金とか色々引き継がれた資金が結構あります。その中で一応まずP T Aの方が山羊と施設整備を行っている形で進めていますので、現時点では町の方からの予算は出していない形になっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 次長にお知らせをしておきます。学校林は早来小学校の持っていたものであって、多分その残りがあるのか。私が受け持っていました中学校の同窓会の部分については若干数は先月交代をしましたのでお渡ししたということになっていますので、その辺のお金を流用されているのかなと感じてはいます。その辺について何か詳しいことがわかればどうぞ、聞きます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 一応財源的な細かいところまで聞かなかったのですが4校の閉校で引き継がれたお金らしくて、例えば早来ではそれこそ話題となっていましたリサイクル小屋の売払のお金だとか、そういったものが財源となって今回は使ったそうです。ごめんなさい、失礼しました。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。学校をずっと私も見て色んなところ、いやいやいやいや言っていますが、もっと今直感的に思っているのは校舎がこの夏ですごい湿気で非常に困っていた。これ現実なのだと思うのです。見えていてもこれはとんでもない話だなというようなところ。あの暑さの中にあの湿気というわけですから、子どもたちにとっては大変だったろ

うなと思います。ただ、施工上一番後回しになって申し訳ないですが、壁面に対してカビ防止剤とか結露防止剤とか、塗装を何かすることをしてきたかについて事実的なところを伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） これは教育フォーラムの時だったか、施工した業者の方も来られていたので。これだけ高温多湿、夏休み明けですね。それで湿気で相当水が浮いたというか、そういったことがあってカビのお話もしていましたので、そこはカビが発生するようなことは考えていなかったのではなかったのかなと思ひまして、そのカビの防止剤の塗布みたいなことはされていなかったというふうに私は思っ話聞いていました。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 非常に残念ですね。これ本当に最初に言っておけばよかったですけど、防湿剤塗っておかないとこれまだ2、3年続くのだろうと。建物の水分がまだ抜けていない状態ですから、当然湿気はまた来年も再来年も湿気が多ければすぐ出てくる、この状態が多分あるかもしれないと思っていますので、もしする機会があればぜひとも止められる方法を早急にやった方がいいのではないかなと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 一応今高山さんからお話いただいたことは正確に確認をさせていただきたいということと、私が今回夏場に生じた湿気の時に確認した部分では、建物自体にはカビは生じていなくて実際には今まで使っていて旧仮設校舎から使っていた物品だとかそういうものにしかカビは生じていなかったのですよね。ですからそういった部分を考えると建物自体からの確認ができなかったのもので、一応今日のお話を伺った上できちんと確認させていただきたいなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 私も壁にカビが生じたというよりも備品類にというの

は報告で聞いていたものですから、それを目指しながら関係者と話をして。あの時はまだ8月中だったので、この夏を過ぎてその対策も考えていかなければならないという話はしていましたので、今後來年に向けて同じことを繰り返さないように対応策を考えていきたいというふうに考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ぜひとも早めな対応をしていただくようお願いします。続いて次5番目に移ります。開校式の来賓の招待の基準について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 震災後、学校の再建や仮設校舎の生活に色々支援を行っていただいた方々です。ただし、全ての方を対象にしたものではありません。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 式典に行って、次第を見て、色んな会社や色んな団体が関わっていた、学校一つ作るには大変な労力がかかり色んな人たちに手伝っていただいて出来上がるというのがよくわかります。式典を開くということで総額150万計上して予算を立ててやっていただきました。出席者の名簿を見て非常に残念に思っています。作る方々や設計する方々、デザインの方々、もう物凄い数。また、多分募金をいただいたり、何か品物をいただいた、ボランティアとか色々いらっしゃいますが、同じ組織体の人たちをたくさん呼ばないといけないのかなという部分。今まで早来地域で遠浅・安平が閉校してこの学校に統一されて、じゃあその地域の代表の方、また、今まで地域を支えてくれた自治会の皆さん誰かいらっしゃるのかなと。全然見当たらない。誰のための式典なのかよくわからないのですよ正直言って。これから先使っていくのはこの地域の子もたちです。確かに一生懸命皆さん協力していただいてあの学校ができました。でもその前に一生懸命頑張ってくれたこの地域の住民の代表はどこにいるのかと。すごいショックで。基準何なのかよくわからないですもん、これじゃ。内覧会みたいな感じ。ありがたいですよ、皆さん協力してくれたのですから。悪いとは言いません。でも200人分を用意すると言いながらここに来ているのは103人なのですよ、あの名簿上は。そうしたら呼べるじゃないかと、そんなふうに思いましたけどいかがで

すか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 高山さんのおっしゃることもおわかりいたしますが、正直、例えば地域の方の代表となっていくと、単純にただその頭数を招き入れるという形になってしまってますね。この式典は誰のために行ったのかといところの部分高山さんがおっしゃっているかと思うのですが、こういう記念の式典とか、これまでもそうですが何かしら形にとらわれた代表の方を呼ぶとか、そういったようなところで選抜するということを比較的固定概念でやっていたといところもありまして、そこは当然私たち今回式典で特に考えたところが、当日参加させていただいた方には通常粗品的なような形、あ、粗品と言ったら失礼ですね、そういうもののコンセプトブックとかはお渡ししたのですが、やはりこの式典の一番の主役は誰なのだろうかということ考えた時にやはり子どもたちであろうと。そういったことを考えて、だからと言って子どもたち全員呼べるわけではないし先生方全員を呼べるわけではないと。そういった考えも含めてこのお世話になった方といところの選抜はちょっといつもと違う形でさせていただきました。ただ、この学校自体は4月から開校して今高山さんがおっしゃられたとおりに地域の方も実際に使っていただいているし、これからも使いたいと思っている方が増えています。それは逆にこういう式典に招いたからではなくて、非常に来やすい環境を作った上でそこに参加していただけるといところが一番の還元ではないのかなといところをメインとしてこの式典のこういう人選をさせていただきました。当然議員の方々にはこの設計の予算から何からということを含めて本当の町の代表としての参加をお願いしたところですが、その他の方々におきましては、確かに皆さんお世話になっています。ですが、そういった考え方で今回こういったような式典をさせていただきましたといことはご理解いただければなと思っております。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） すみません、理解してくれと言われても私は理解できない。申し訳ないが。利用しているから大丈夫だと、そんな話では当然僕はないと思っていますよ。同じ組織体について同じ会社について4人も、もしくは5人もという席をいただいてわざわざ来ていただいているというのはね、よっぽどでない限りそんなに呼ばなければいけない理由があるのかなとは思いますがよって。手を挙げるのはちょっと待ってくれ、まだ。正直なところ、じ



やあこの150万で何にどれだけ使ったか、ちょっと教えてください。現時点でいいので。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まずこの一つの会社からというところですが、基本的には各会社様には代表の方という形でお呼びしたのですが、せっかくの機会ということで出させてくれと言って増えた会社も正直なところあります。ですからこの部分においては必ずしもこの方々全員にという方ではなく、むしろ欠席された方が多くてこういったような、結果論として100人ちょっとぐらいの式典になったということは、そこはまず情報としてお話をさせていただければと思います。

式典なのですが、この式典は形式的なというか式典を今までどおりの形はさせていただいたのですが、主な予算については案内状から含めてこういったような経費は通常にかかっています。また、コンセプトブックとかそういったものも含めてこの中で出席者には出すとかの形を当初から考えていましたが、どちらかという子どもたちに記念品という形で全員に早来学園のトートバッグを予算で買って、この式典は間接的に出席していただいたというような形をとらせていただいています。あとはこちらから招待したような何名かの方の旅費等は計上させていただきましたので、その辺は大きくお金的には出ていますことと、あと校歌を作曲していただいた方々の町民還元のライブという形で夜にこの式典の2部という形で開催させていただいたので、その辺においては多少コンサート経費というものに使わせていただいたということになっています。当初とかなり計画は変わったところがあるのですが、やはり実行委員会を開いた中でこの式典は本当に誰のためにやるのだろうというところが論点となりまして、当日ここに呼ばれなかったような人たちも何か記念に残るような思い出の、こういうことがあったんだということを刻んでいただけるようなことを残したいということで経費を使わせていただいたところでは。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 想定外です、言っちゃ悪いですけど。そういう返答しか返ってこなかったのは非常にがっかりして、これはいつの日かまた詳しい数字が出てくるのでしょうからやりますけど、旅費等も出さなくちゃならないような話の中で。まあそれが通常だと言われるのだったら、ちょっと私はおかしいという、僕らの一般的な常識からいうとそういうものではないのでは

ないかなと私は思います。時間がないので悔しいが次に行きます。

2に参ります。閉校した小中学校の資料の保管の現状と環境について伺います。（1）早来地区の旧小中学校の資料の整理と保管について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 保管しなければならない資料は統合先の学校に引き継いでおります。ただし、一般的な資料については廃棄か保存に分類し多くを倉庫に置いています。校章や校旗など資料館へ引き継いだものもありますが、現状では見学できるような体制にはなっていません。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちょっと残念です、旧学校の皆さんの大事な資料が、保管する場所が別な場所に多分になるんだと。この学校には残らないという状態。本来であれば資料室が欲しいというお話もしましたが予算が無いからできないという話なのでしょうけど。しっかりした伝承というものがどこかに本当に消えて無くなるなというような思いが非常に込み上げてきています。この地域の大事な部分を一括して全部まとめてくれた、何とかあった。でも今まで残っていた120年以上の歴史を持つ遠浅や安平や早来や、といった小学校もしくは50年は経つ中学校の歴史をどこでどうつなげていくのかという話を考えると、私はOBとしては非常にこの取り扱いはしっかりやっていただきたいと思っているのですが、どのような感覚でいられるのかお伺いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私が説明したとおり廃棄か保存に分類しというところがありますが、高山さんが思う大事な資料と私の大切な資料というのは多分違いがあると思います。さらに保管をしなければいけないきちんとした資料というのも違うと思います。ですからそこはこれまで早来地区も富岡小学校が無くなったり、例えば追分地区では本安平小学校なり数々統合は行われてきたのですが、そこも含めてきちんとした継承が行われているような形ではありません。ですから実際にはまだ今お話したように廃棄か保存の状態が残ってはいますけれど、正直なところ半分もう手の付けられない状況になっていることも現実ですので、これからの時代は当初デジタル化をしたりと

か、そういった形で残す、物理的に場所をとって残すということがあっても結局検索できなければただの物にしかならないわけですから、その辺のところは何かしらという部分を言ってしまうと時間ばかりが経っていい方向に向かないと思ってしまうので、そこも含めて少し精査をさせていただければと思っていますが、なかなかちょっと難しい問題でもあるということだけをご認識いただければと思います。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 難しい問題ですと言われたので多分難しいのでしょう。わかりました。ただ、できるだけ何かの形で残るような政策を打っていただきたいというふうに私は思っていますのでよろしくお願いします。時間が無いので次に移ります。

（2）旧学校グラウンドの敷地の環境の管理について伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） この春閉校した旧安平小学校及び旧遠浅小学校の環境整備については、今年度より敷地内の旧学校用地として使用していた箇所を年3回草刈りを実施しています。なお、旧安平小学校のグラウンドについては地域の協力により除草作業を実施していただいているところです。また、旧安平小学校グラウンドは、自治会活動により例年どおり使用する予定もあるとのことでしたので、グラウンドの転圧も実施したところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。それぞれの地域で色々やっただいただいている部分、ありがたく思います。ここに一つ残っているものがある。早来中学校の跡地です。皆さん何も触れていないので学校が壊れてもいないですけども、解体作業も行われていないですが、グラウンドも相当な面積を持っていますが、もう荒れ放題。次何に利用するかなんていうこともまだ一度も話し合われたこともない状態です。この辺についてどう考えていくのかについて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらは一度もというか震災が起こった時点で建物の被害より土地の被害が大きかったことを説明したうえで、仮にあそこを何か違う形で利活用するという考え方は基本持たないという形で以前お話をさせていただいたと思います。ただ、その持たないという中でも現時点ではまだ建物も壊していませんし、一時的な土の置き場とかにもなっていますので、そういったような土の活用先をきちんと収めたうえで、あそこは都市計画上多分学校以外のものを何か建てようとしても許可とる方が難しいということになってしまうわけですから、むしろ投資に対する効果というのは低いのかなと思っています。ただ、やはりまだ学校が壊せないうちは正直入ったりしたりできるような状況もあって非常に見にくいというところも考えれば、何かしら早いうちに壊せるのが一番いいのかなと思いつつも置いておりますが、やはり経費的な問題が今計画に載っている段階の中でもまだ早急に何年度に壊せるという結論を出せないところが一つの、現時点の考え方だと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 別にあの土地がなくても他に何か色んなことができれば、あそこの土地は正直なところ市街化調整区域ということで用途的には非常に使えない、よっぽど何かがない限りは利用、用途変更がなかなか難しいというのは私も承知しているところではあります。ただ、面積等を考えると何かに使えないかっともうちょっと頭を働かせる必要性はなかったのかなと思っています。要は建物よりも敷地がおかしくなったのだというところは直るのか直らないのかという検討も多分あそこはだめだという切り捨てられた状態を意味して言うておられると思うから、これ以上言うことはないですが、環境に対してはもうちょっと配慮すべき問題があるのではないかと思います。この話を終わらせていただきます。

次3番目。早来地区のハイヤーが無い問題についてですが。極端に書かせていただきました。（1）二種免許取得の助成だけで、これ現状をうまくいくのかという、これは町民からの訴えです。タクシー何とかしてください。いつになったら来るのですか、電話がかかってきました。どこのタクシーを呼べばいいんだと。本当に何とかしてください。今の現状を教えてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 早来地区にハイヤーが無い現状については、令

和4年6月に策定した安平町地域公共交通計画の行政報告の時にご説明したとおり、安平町の公共交通の最大の課題は鉄道とハイヤーであるという認識に立っています。こうした観点から、本計画ではハイヤーとデマンドバスあるいは循環バスをも一体的にとらえなおし、従来の機能分担型の交通体系にとどまらない、人の生活を中心に置いた最適化という観点から移動ニーズに合った柔軟な交通体系への再構築等を検討し、便利で利用される持続可能な公共交通の実現を目指し各種取り組みを進めているところにあります。

そこで早来地区のハイヤー空白状態解消に向けては、ハイヤー事業として持続的な経営を維持していくための収益性確保の課題のほか、全国的なドライバー不足といった厳しい社会情勢にあることから、議員のおっしゃっている二種免許取得費助成金の対策以外にも本年4月からは買い物や通院が少しでも便利になるようにとデマンドバスの早来地区、遠浅地区エリアの停留所を5つ増やすなど運行内容の変更を行ったほか、ドライバー確保対策として地域おこし協力隊制度を活用する形で本年8月から隊員2名の募集を開始しているところであり、こうした3つの対策を総合的に展開しながら課題解決に向けた取り組みを有機的に進めているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） この問題はずっと早来地区で起こって非常に不満が多い案件です。ぜひとも解決していただけるよう早急に、何とかしてください。以上で私は終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。次に4番鳥越真由美議員の一般質問を許します。

【通告No.5 4番 鳥越 真由美】

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 私は今回2件の質問をさせていただきます。まず1つ目、用途廃止とされている施設等を有効利用できないかということで、6月議会にて用途廃止とされている公営住宅等の見通しについて質問しました。その中で公営住宅以外にもいくつかの利活用が不可能な施設があるとのことでした。現在多くの事業において工事単価が高騰している中、解体についても迅速な対応が難しい状況にあるとは思われます。事業計画に準じること

は重要ですが現状を鑑みながら進めていき、用途も考えていく必要があるのではないかと考え、次の質問をさせていただきます。

1番、解体計画にある施設も含め廃校となった施設や土地に関する利用希望等の問い合わせはあるのでしょうか。あれば内容もお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 現在、解体予定の公営住宅を含め利用希望をいただいているのは安平東公営住宅1棟を町内企業様から、旧安平小学校は2件、旧遠浅小学校も2件いただいております。特に学校の指定が無いが3件いただいております。また、協議中の案件として旧本安平小学校グラウンドの一部を1件協議している状況となっております。

まず旧安平小学校については、鉄道文化伝承拠点としてということで拠点、あと地域の交流拠点、安平町の活性化拠点ということで1件。それと文章が長いのであれなのですが、伊達市さんの方でやっている旧学校を活用した室内アスレチックみたいなものを作りたいというのが安平小学校の方に1件あります。

次に遠浅小学校の方です。こちらの方はオーガニックやアレルギー対応の洋菓子経営だとか、主にそういうお菓子系をとということで1件と、あとは社員の福利厚生施設、事務所、従業員の馬乗り用のトレーニングマシンだとかグランピング、キャンピング場活用、地域開放としての利活用ということで1件、遠浅小学校いただいております。

学校の指定が無いという部分では、牛の飼育製造と販売を行っている業者さんが共進会場に近いということで1件来ています。もう1件が、こちらも畜産の素晴らしさを発信できる拠点ということで1件来ています。あと最後の1件が地域産業の生產品や加工品の集積所としてとか、商品ピッキングということでの工場としてということで計3件あります。

あと本安平小学校の方ですが、今協議しているのはコンテナの中でキノコ類を栽培したいということでの問い合わせ、それでのグラウンド敷地を貸していただけないかとのことでの問い合わせが1件あります。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 聞いただけでは、この学校とかだけでも結構な問い合わせがあるんだというのがすごいびっくりした印象です。これをどういふうに今現在は情報発信しているのか、そこを確認させてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今お話した部分は安平町で学校が一つになって、早来に学校が一つになって閉校になるという情報を聞いた方が、まずは素直に問い合わせをしてくれて、こんなことをやりたいのだけどというアイデアベースのものがほとんどになっています。今、町として募集をかけているような状況ではなっていない部分もありまして、この後一つ一つ対策協議会を設置した中で、これを本当に深く議論に入るところは実際にやるには運営経費どのぐらいかかるのかと、そこまで聞いてくるところにはしっかりそうした対応をしつつ、まだアイデアベースなんだというところは、今問い合わせ内容ということで件数を報告している状況でして、この後に個別対応を1件1件しているような状況になっています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました。あとでまた今のことについては聞きたいと思います。

2番目の方に移ります。ゼロカーボンシティ実現に向けて進めている安平町として、大量の廃棄物の排出が予想される解体計画への今後の考え方をお知らせください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 公共施設の解体工事による排出される産業廃棄物については、排出時に分別を行い、廃棄物中間処理場へ運搬しているところです。中間処理場において再資源化されるものと最終処分場へ行くものとにさらに選別されているところです。今のところゼロカーボンシティの実現と施設解体とを関連させることは考えておらず、仮にゼロカーボンに向けての解体工事で対応する場合は解体施工を人力により実施し、極力重機を使わない工事施工とすることになります。また、解体により発生する資材の再利用が求められます。人力施工を行った場合、事業費及び施工期間が増えること、再利用発生材の保管場所の確保など現段階ではあまり現実的ではないと考えています。なお、今後環境に優しいハイブリッド型やバイオディーゼル燃料等の代替燃料の普及により、重機等の使用が可能となった際は率先し使用することとなると考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） ありがとうございます。解体はこういう仕組みで粛々と行われて、できることとできないことがあるというのは理解できました。先ほどPRもしていないのに町内の施設の問い合わせがあったということに私興味があるのですが、今の解体すると決まっているものというのは当然PRとか、こういう所にこういうものがありますよとかしていないと思うのですが、そこ一応確認をお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） PRの部分については議員のおっしゃるとおり特にしていません。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました。後でまた聞きます。

3番目、ワーケーションやリモートワークなどを中心とした企業及び個人は中心街や分譲地にこだわらない場合もあります。今後は中心街や既存の分譲地の活用、用途廃止の施設や民間の土地なども含めた情報を整理し、積極的なアプローチを行う必要があるのではないかと。現状と今後の考え方をお知らせください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありましたワーケーションやリモートワークを希望する企業等への対応の現状についてお答えします。現在安平町においてはコロナ禍で加速したデジタル化や企業のテレワーク推進、都市部から地方への事業所分散などといった背景を踏まえ、地方移転が可能なIT事業をはじめとした情報通信技術を活かした分野や業種などのサテライトオフィス誘致に取り組んでいるところです。その地方移転を促すための一つのステップとして、震災時に使用したトレーラーハウスを活用したお試しサテライトオフィスを整備し安平町への進出にかかるリスク低減を図ることで、企業及び安平町双方にとって有益な企業誘致、事業誘致につなげていく取り組みを進めているところです。こうした安平町への事業進出を希望する



企業や個人等への土地や施設の対応については、先方が希望する内容にマッチングする情報を提供しながら、個別に対応している現状にあり、今後もこうした対応を基本とした取り組みになるものと考えています。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今後も増えるであろう用途廃止の公共施設については、用途廃止後の利用を検討しながら解体し、土地の有効利用を図る又は施設自体存続させ、民間などにより有効活用を期待するようにするかなど今後も引き続き検討していかなければならないと考えています。議員からの質問は今後の検討に向けて意見としてお受けいたします。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほども1つ目、例えば廃校になった学校を向こうから問い合わせが来た、用途廃止の部分は全く情報発信はしていない。今の政策推進課参事のお答えも、先方が希望する内容にマッチングした内容で答えているという状況であれば、やっぱり待っている状況かなとすごく感じるのですよね。私も個人的に畑付きの空き家はありますかとか、すごく具体的な感じでただ値段とか金額だとか本当の具体的なことを聞かされないの、誰かに聞いておきますねぐらいですけど、私たちも答えたくても情報が無いということでお答えしづらい。だから、せっかくたくさんある一つのポテンシャルだと思うのです、使えないものも今後使わなくなるものも、今使っていないものも民間も安平町のものも含めて情報の整理をしていったらどうかと思うのですけどその辺はいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） やり方は色々あるかと思いますが、今内部的には色々と当然後活用だったり協議もしていて、午前中いただいた空き家情報、ああいった蓄積も色々この間やってきていますし、今年度もやっていますね。ですからそういった情報をどうやって今鳥越議員がおっしゃられたような形の取り組みに結び付けていくか。そういったものを行政が直接やっていくことも方法としてあるのですが、やはり民間の力もお借りしていこうという準備も進めています。まだプレスリリースしていませんが、これからしていく準備もしていますので。金融機関だったり不動産関係の会社だったり、そ

こを両社と結びながら安平町のそういった情報をきちんと管理して行って、まさしく結び付けていくと。空家情報、先ほど答弁した中には家屋もあつたり物置きがあつたり車庫があつたり色んな情報があるわけですが、当然様々な情報も役場の方で押さえています、それも適宜勉強させていただきながら制度上の問題だつたり情報の共有も制限もありますので、そういったところも整理をしていきながら今おっしゃられたような課題にまさしく向き合つて対応していきたいという考えを持っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今の情報、ちょっとびっくりしましたが、私も別に役場の中で全部やらなければならないということではなく、今いっぱいいっぱいなので民間のノウハウを利用してやっていくのも一つなのかなと思つています。ただ、その時に町内の業者さんが持っている情報っていうのもすごく大事だと思つていて。この間、建設協会や商工会の役員の方々とお話していた時にやっぱり一緒にやっついていかないとだめだなとすごく思つているのです。役場が色々なアイデアを出して民間とつながっていく場合に地域の組織の方々のノウハウや情報や、それから当然町内の情報は一番持っている方々だと思いますし、そういう方々と連携して協議会なんかを作って、民間に委託するのかわかりませんが、情報の在り方というのをきちんと共有できるようにしていかなければならない、その方が物事がスムーズになっていくのと、やっぱり町内の業者の方々も震災の後色々な仕事があつたけれども、だんだんそれも減つてきて今後の行く末が心配だつていうお話もされたので、今ラピダスが来るということで近隣の土地が上がっていくということも最近、昨日今日とか新聞でも報道でもやっていますけれども、当然そういうことも踏まえながら町内できちんと情報を提供できる。その情報は町内の中で共有しながらやっついていっているんだつていうものを作り上げていったらどうかと思うのですけどいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 直接の答えにならないかもしれませんが、例えば町内業者も震災の時に公費解体含めて色々力を貸していただいた。逆に今震災関係のお仕事はほぼ無くなり、当然仕事をどうしていくのかというところの課題も建設協会含めて昨年一昨年もそういった話も商工業者の懇談の中でもありました。当然空き家対策だつたり、その老朽化してまさしく廃墟になった場所、そこが住んでいる方もお亡くなりになってその親族の方も例え

ば連絡が取れないだとか、居たとしても処分するだけの財力が無いとか、色んな課題があります。そういったところもそれ一つ一つは大きな課題なのですが、そこをきちんと繋げることによって仕事としても成り立ったり、その親族の方は、例えば土地も建物も処分してくれるのであれば町に土地は寄付するみたいな考え方も当然あるわけですね。そういった中でうまく建設業者にとっても仕事になる、その引き継いだ親族ご遺族含めた方にとっても整理ができる、幾ばくかのお金が入る、町にとってもそこが空き地利用として宅地化ができる。そういった三方良しのような話を様々なところでトリプルウィンという形で今進めています、一例ですが考え方ですね。そういった考え方も組み合わせていきながらいけばいいのではないかと、ですから民間と言っても外部だけでは無理で、その信用がある町内業者、リフォームしているところも数少ないわけですから、そこは一部外部も差をつけながらやったり、アパートの建設も助成制度は若干町内と町外を差をつけながらもスピード感も必要だということもありますので、先ほどラピダスの話もいただきましたが、そういった大きなプロジェクトも隣接の地域で動いていますから、そういった状況にも対応できるように当然以前から言われていた宅地化の問題もちょっと早める形で来年度の実施計画に向けて現在も議論していますけれども、整理をしていきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） わかりました、早めの情報を整理というか発信できるような形を作って、町内の人間からしたらそんなの要らないでしょと思うものもやっぱり発信していくということが今後は大事なのかなと。それもスピード感を持つということが私は大事なのではないかなと思っています。余談ですけど総務省も今シェアリングエコノミーというのですか、勉強したてなのでよくわからないのですが、物とか場所、技能、資金などを貸し出して色んな方に共有するという経済の動きを推奨し始めているみたいなのです。これは今、物とか有形無形の資源、物とか場所、技能、資金。でもこれは移動手段だとか色んなものがあるみたいで、それを総務省が推奨しているところの間見たので、安平町も今の情報のシェアリングを進めていく必要がこれからあるのかなと思います。

次に進みます。公共施設等の冷房設備普及についてということで質問させていただきます。先に違う議員さんから冷房設備の件でご質問もあったのはわかっていますが、私も別の観点もありますので質問させていただきます。今年の7月末から8月中、9月に入ってからの暑さは経験がないものでした。町内でも体調を崩す人が出ており、道内でも命を落とす例も生じています。近年では異常気象が起こることが普通になってきていると言われていています。

ニューノーマルなどとも言われています。町民の多くもこれまでの対応だけでは防げない状況と感じたのではないのでしょうか。また、防災の観点からも暑さに対する早期の準備が必要と考え、次の質問をします。

1 番目、本年 7 月 8 月における熱中症と思われる事案での受診及び救急搬送の状況をお聞きします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） まず受診の状況についてですが、渡邊医院、あびら追分クリニックのそれぞれからご回答いただいた内容となります。渡邊医院 5 件、こちらは高齢者に限らず若い世代の方も受診されたということです。次にあびら追分クリニックは 3 件で、高齢者が受診されたとお聞きしています。安平町全体では 8 件となっていますが、大事には至らなかったとのご回答をいただきました。

次に救急搬送の状況ですが、胆振東部消防組合安平支所からご回答をいただいた内容となります。まず安平支所ですが、7 月は 2 件うち男性が 2 件。8 月は 6 件うち男性が 1 件、女性が 5 件。続きまして追分出張所ですが 7 月は 2 件うち男性が 2 件、8 月は 4 件うち男性が 3 件、女性 1 件とお聞きしました。安平町全体では 7 月 4 件、8 月 10 件となっています。今年の夏の熱中症と疑われる受診及び救急搬送の件数は例年よりも多く、高齢者に限定されなかったというご回答をいただいているところです。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4 番（鳥越真由美君） やっぱり結構体調を崩されているなっていう印象です。安平町として熱中症の警戒アラートという基準というのは持っていますでしょうか。注意喚起の方法とかですね。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 安平町としてはその警戒アラートの基準は設けていませんが、皆さん同様に気象庁が発表するそういったものでアラートというものを発表していただいている状況です。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 気象庁の警戒アラートって本州基準じゃないかなとずっと思ってまして、北海道からのアラートっていうのはまた別に出ているのかどなたかご存知ですか、出ていますか。出ていない。やっぱりあれは気象庁で全国的なものだと思っているのですよね。だとすると、北海道が例えば30℃でも向こうの、例えば熊谷の方の34℃に匹敵するようなものなのではないかなと思ってまして、もし道からそのような北海道の警戒アラートはこのぐらいって思ってくださいみたいな連絡っていうのは無いのでしょうか。注意喚起のような。確認です。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） この後の質問にもつながってくるかと思しますので私の方から若干調べたところのご説明になるのですが、今環境省の方で審議会が開かれてまして、この熱中症対策というものに対して日本全国一律ではないと、地域ごとに違っている。北海道はわりと涼しいところであっても熱中症が頻繁に起きているのがこの審議会の中でも議論されて、これは議事録に載っていますので後ほどご確認いただければと思います。そういった中で今回法律の改正もありまして、それに伴って行動計画的なものも国の方も作っていくのですが地域自治体の中でもそういったものを定めていく。これが北海道なのか市町村単位の考え方があるのかというのはまた一つ議論なのかと思うのですが、全国一律ではない、そういったものがこの後今国会で出されますけれども、そういう案件もあるということなので、これからまだ勉強不足なところはありますが、地域ごとの警戒アラートというのがこれから必要になってくるということが今審議されている中の資料を見ますと掲載されているのかなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 現在安平町ではアラートの基準は無いということですが、8月24日に全道域で熱中症警戒アラートが発出されるということで今回真夏日が40日連続で観測史上最長となったということです。昨年から防災無線を通じて食中毒警報の注意喚起は午前11時ぐらいに注意喚起を流しておりました。これは保健所からの情報によってそういった期間流していましたので、やり方としてはそういう防災無線を活用した中で何か基準を作りながら時間帯にもよると思うのです。ですからそういった基準を作りながらやるということはやろうと思えばできることであって、逆に今まではあまり

必要性が無かったのですが、今後そういう必要性も含めて検討しなければならぬのかなと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） その中でそのアラートは考えていく必要が今後あるのかなと思います。そのような中で町内施設の冷房設備の設置状況をお聞きしたいと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ご質問いただきました町内施設の冷房施設の設置状況については先ほど三浦議員のご質問の答弁と重複する形になりますが、設置施設については現在 17 施設、今後検討施設が自治会館なども含めると 31 施設。安平町として現段階で検討している施設は全体で 48 施設となっています。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 数はわかりました。例えば今設置されているのが 17 施設であるのですが、先ほども誰かの答弁の時におっしゃっていたかもしないですが、一つの施設の中が全体に冷房設備が整っている、どこに居ても涼しいみたいな設置施設って何か所あるのかわかりますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 現段階の町内の公共施設で、全てにおけるというところに関しますと無いのかなと思っています。それらも含めて今既存で有る施設についても今後設置をしていく検討であったり、今未設置の部分についても今後実施していくところ、検討していくところ、あとは自治会館などについては今後地域との協議でも出てきますので、今午前中もご説明させていただいたとおり区分けをしながら一つ一つにはなつてこようかなと思っています。ただ、各施設全体という今のところの考え方ではなくて、検討施設 1 か所でも冷房施設を作ることによって何か異常時があった時に避難ができるようなクーリングシェルターと言いましようか、これ調べていきま

すと世界的にはすごく進んでいるのですが、日本は進んでいっていないこともありまして、今国の一部法改正、後ほどの説明の中でも触れさせていただくのですが、そういったものが自治体でしていくことができると。それ以外の民間も逆に進んでいるところがあるものですから、民間の施設を一時的に借りて避難をする。やはり高齢者ですとかお子さんがすごく多いというところと、自宅であったら室内と外に出ている時に熱中症にかかるケースがすごく多いと調べの中では出ているものですから、そういった官民連携をしながら一時的に避難をできる場所を一つでも多くしていく、そういった考え方のもとで今後色々協議をしていかなければならないのかなと認識しています。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 先ほどの他の議員さんの時にも優先順位とかおっしゃっていたり、例えば順番で、命に関わるところからみたいな話もあったと思うのですが、役場って他の議員さんの時に書いてあったので、質問の中に、そっちで答えてもらえるのかなと思ったのですが、役場は今後どうするのですか。両庁舎ですね。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 冷房の施設の関係で、これまで役場庁舎はこの議場もそうですが、応接室であったりそういった会議室系については従来からエアコンが入っているのですけれども、執務室、事務室の方についてはエアコンが入っていません。そういったものについても結構高額な経費がかかりますが、例えば家庭用のエアコンも当然選択の中に入れて7月8月、9月もそうですが3か月ぐらいの猛暑を何とか乗り切る、そこを最優先にして高額な大規模工事みたいなことも本来は従来は考えられていたと思いますが、そういったことを度外視して、なんせこの猛暑を乗り切るというようなことを最優先にしながら役場庁舎も、保健センターであったりぬくもりセンターの支所の一部は先行してやりましたが、できればそこも早急にやっていきたいと考えています。全体的な説明は今でもできますが、改めて質問いただければ全体的な考え方は聞かれればまたご答弁申し上げます。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員どうぞ。

○4番（鳥越真由美君） 役場って色んなことが後回しになっている感じがすごくして。でも例えば、ぬくもりもそうですが入浴施設の方は付いていますが、役場機能の方は西日は入るわ暑いわで本当に大変そうだなというのがずっと出来上がってから思っていました。役場って私はインフラだと思うのですね、中にいる人、一人一人がですね。震災の時思いましたが役場の方が居なかったら何一つ前に進まないし、何もわからないということがすごく感じたので、今回この暑さの中で何かそういう災害があった時に今の状況の設備の中で仕事をするというのはどうなのかなとは思いましたので、色んな優先順位があると思うんですけど、でもそこを考えると、これから整備計画につなげていってほしいなと思います。当然高齢者は大事ですし子どもたちも大事です。だけども皆さん一人一人がインフラなんだっていう自覚で建物の出来る設備は設置した方がいいのかなと個人的に思っています。あと少し離れるんですけど、町営住宅はできないですね、今の段階で設置。役場というか、町がすることで今付いていませんよね。付けることは可能なのか、付けたあとはどうなるのか。それお答えできますか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 公営住宅の方については入居者の方で設置していただくことは可能です。ただ、今度退去する場合には元通りに戻していただかないとならないので一応誓約書ではなかったかと思うのですが、退去する時の戻すお金もいくらぐらいかかるというのを見積もりいただいて、設置の許可を申請していただく形になっています。今年も結構、数件ですが申請がありました。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 付けられないと思っている方もいらっしゃるみたいで。なので原状回復というのが伴うことも含めて、もう少しPRされたらいいのかなと思います。

それでは次に進みます。そもそも冷房設備に対する考え方をお聞きしたいと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目の議論の中で3番目4番目の部分も触れ



たかと思うのですが、まず（3）の冷房設備に対する考え方ということでご質問いただきました考え方としては、現下における気候変動の影響などを考えますと、現在国の方も令和5年6月16日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2023、あと令和5年2月24日にこちらも閣議決定されて先ほどご説明を一部させていただきました、今国会で審議されることになっています気象変動適用及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正などを踏まえまして、熱中症対策の重要性、また対策としての冷房や官民連携のクーリングシェルターなどの導入検討については大変重要であると考えています。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今言ったクーリングシェルターというのは、先ほどの付けられない公営住宅の方々にすぐ近くにあるといいなどは思っています。4番目に移ります。今後の見通しを教えてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ご質問いただきました今後の見通しについては現在実施計画のとりまとめを行っているのと、その後令和6年度予算時に重要性、緊急性などいくつかのカテゴリーを設けて施設管理課と協議を行い、設置検討していきたいと考えております。過去における北海道でのエアコン導入については必要性の低いものとして捉えられておりましたが、現在の状況を考えますと大変重要性の高いものとして導入検討していかなければならないものとして考えていますので、鳥越議員及び議員皆様のご理解もいただきながら進めていきたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 若干時間があるようですので、先ほどの3番目の考え方を含めてちょっと見通しを話させていただきたいと思いますが、今年が異常に暑かったというのはご承知のとおりなのですが、これは今に始まったことではなく相当前から暑さは問題化してきました。特に感じたのはコロナウイルス感染症対策の集団接種会場で、公民館大ホールでやった際に看護師さんまた町民の方も本当に汗だくになってワクチン接種をされていました。あれがもし胆振東部地震の避難所の、9月の暑い日もあったのですけども、こ

れが7月8月なら本当に大変なことだったなと実感しました。それで公民館で申し上げますと避難所にもなっている。遠浅については大ホールは最初の建設の段階からエアコンを設置しています。今年の予算で安平公民館はホールの方はエアコンの設置が完了しました。追分公民館はキュービクルの関係もあって予算関係でも提案していますが、今年と来年の2か年でやってみよう。早来の町民センターは午前中も質問がありましたが、耐震補強に合わせてやっていく。さらには合宿所として使っていく。何かあった時には個室の避難所にもなっていくということで、できれば予算の関係もあるかもしれませんが何とか個室の避難所として使うような場所についてもエアコンの設置ができないかなと考えを持っています。また、学校でいきますと早来学園、ここも予算の関係もあったですし、自然の通風を使った形で各教室は凌げることができるという設計だったのですが、なかなか8月の夏休み明け1週間10日は非常に暑かったと。スポットクーラーは設置しましたが、そういった実態も明らかになりました。追分小学校は約9000万かけて今年と来年の2か年でやってみよう。学校は残るところ早来学園が、できたばかりですが当然これから長く使っていくわけですからスポットクーラーだけでは対処できないと思っていますので、ここはきちんと今の考え方としては来年度、再来年度、来年度で例えば設計をして令和7年度に工事をやっていくようなスピード感をもってやっていくべきではないかなと私は考えています。また、それぞれの公共施設、役場庁舎もそうですが公共施設。ここも多くの方が利用し、先週も今週も敬老会、若草の町内会館であったりしたわけですが、非常に暑かったということもあります、葬儀もあります。色んな形で人が集まる場所についてはこれからは標準になってくるだろうと考えていますので、全体的な予算の配分、実施計画の中で年次は組まなければなりません。文科省に対する子ども家庭庁に対する、財務省も含めて、北海道町村会の棚野会長も9月11日に今年、今月町立の小中学校に対する冷房システムの整備についてという要望書をあげていただいています。今日も道議から情報が来たのですが、今までそういったクーラーの設置の助成制度、補助制度があるのですが、そこがかさ上げになっていくという情報もいただいていますので、そういった有利な制度も、これもいつまでもというわけではないので、そういった期間もきちんと情報を捉えながら速やかに公共施設と呼ばれているところについては設置を完了させていきたいと思っています。

〔鳥越議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 鳥越議員。
- 4番（鳥越真由美君） 考え方は、思いは伝わってきました。ただ、SDGsの17の目標13番目は気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じ

るとありますので、今後そういう整備を進めていく必要があると思っています。私の周りでも来年はエアコンを付けるとか、今年もう付けたとか色んなことを聞くようになりました。うちは10年以上前に灯油のボイラーが壊れた段階でエアコン、フル暖の冬も夏も使えるやつにしたので辛うじてあったのですが、ただ、この燃料高騰、電気代高騰だと危惧されるのは高齢の方が特にせっかく付けたはずなのに電気代がもったいないと言ってつけないのではないかっていうのがすごく心配、それから学校とかも予算があるので、その加減しながら使うと、なかなか命を守るという方にいかないのではないかなと思ひまして。電気料金の高騰に対する設備はすると思ひます、今冷房設備は計画的に付けていくと聞きましたが、その料金の高騰に対するものに対しては何か考え方があるのかお聞きしたいと思ひます。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） これも前段の質問の中で午前中答えたかもしれませんが、再生エネルギー、新エネルギーを使った中で地域別にそういった蓄電池も。ですから太陽光のエネルギーを蓄電にして、そして冷暖房のエアコンでもやっていくことによって、当然化石燃料を使わないことにもつながりますし、まさしく地域内でエネルギーも循環していくという理想系に近くなっていくと思ひますので。まずはオール電化である追分中学校だったり給食センターというのは以前にも申し上げましたが、これから整備していく公共施設、先ほど申し上げた冷房だけなのか冷暖房を組み合わせた方が、例えば冬期の震災で暖房が灯油が使えないとか何かあった時には冷暖房エアコンがあれば冬でも夏でも凌げますので。そういったところを睨み、考えていければいいなと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 国の取り組みも色んな賛否両論あると思ひますが、エネルギーの変換みたいなのは求められていくと思ひますね。リビアでの自然災害だったり色んなところでの灯油というか石油に対する不安とか、今さっき休みの時にも喋っていたのですが、灯油が今120円って。うちが家を建てた時には70円しなかった。だからその120円の灯油代にどれほどこれからセントラルヒーティングだったり、そういったところのご家庭が耐えていけるのかなとありまして。うちは灯油、うちの例ですが灯油をやめて電気代だけなので太陽光はないですが、でもそこで以前よりは灯油を焚いても電気代も当然ボイラーも回すので上がるので、その部分が無くなったって、

まあ1人ですからそれが可能なのかもそれませんが。でも今後はエネルギーの変換というのは求められていくと思いますし、安平町も補正予算にも出ていましたし、2月の全員協議会で安平町ゼロカーボンシティ推進協議会の設置というを説明されていまして、どんどん進めていくのだなと思っています。以前は、私は本当は個人的には太陽光パネルはどうも不信感がまだありまして好きではないというのが現状なのですが、ただ、そうも言っていられないという時に、以前は太陽光の発電システムの補助金を安平町も出していたと思うのですが、今やっているのかっていうのが一つと。

それから厚真町の例ですが、例えば他も結構協議会を作っているところはやっているみたいなのですが、例えば太陽光の発電システムの30%、そして上限を設けて補助金を出すところが太陽光発電システムだけなら30万、蓄熱電池だけだったら50万、セットでの設置だと80万みたいなのが大体この金額みたいなのですが、そういうのもやっている自治体の例を見ながら今後その部分をどう考えていくのかっていうのが一つと。

先ほどの1件目の質問の時にも言ったのですがシェアするエネルギーって今後必要になっていくのかなと思っています、本当は出来ないよって昨日電気屋さんに言われたのですが、例えばうちは隣と仲が良いのでうちの土地の真ん中に太陽光パネルを置いて、そこでお互いに電気を使えないだろうかと言ったら、それは北電の関係で出来ませんとキッパリ言われたのですが。でも一つの設備で何人かが使えるとすごくいいなって。自分のための施設であれば私のように太陽光に対する不信感がある人間でも活用していこうって思うのではないかなって思っていますので、そのシェアするっていうエネルギーを、今考えていないかもしれないですが今後どうするかをお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（多田政拓君） 鳥越議員に議長の方から質問ですが、今のご質問は通告の何番にあたるかだけ教えてください。

○4番（鳥越真由美君） 一番最後の今後の見通しのところでのやりとりだと私思っているのですが。

○議長（多田政拓君） 公共施設の冷房設備の普及について今後の見通しってことではないのですか。

○4番（鳥越真由美君） 全体です、公共施設だけではないです。などというふうに。

○議長（多田政拓君） 答弁できますでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 太陽光のパネル設置の補助金は現在やっていないとのことなのですが、先ほど申し上げたゼロカーボンシティの取り組みの中で今

準備会を立ち上げて、10月以降に本協議会も立ち上げようというふうに思っています。そこで民間の方も含めて、また地権者であったり学術の専門家の方にも入っていただこうと思っておりますので、そういった計画の中、さらには今基礎調査というものも環境省の補助金、交付金を活用しながら4分の3の採択2本、1分の1と1の3の事業を貰いましたので、その調査もしていきますし北海道の補助金も採択になりましたから、そういった調査も同時並行で進めていきながら、安平町においても既に準備会でも今回説明したのですが風力だったり地熱、まあ地熱はなかなか難しいので風力はできなくもないのですが、やはりポテンシャルの部分でいくと圧倒的に太陽光の方が高いということもいただいておりますので、そういったものと最適化も含めながら今場所を含めても検証も検討もしています。この庁舎含めた、せいこドーム含めたところもモデル地区としてまずは取り組んでいこうという話も出ていますし、先ほど高山議員がおっしゃっていたのは早来中学校の跡地利用、土地としては使うことは難しいのですが、そういったエネルギーの活用をするような発電所としては可能でないかというようなことも当然入ってこようかと思えますし。また地域の、移住定住の施策の関係で例えば住宅団地をこれから整備していくというようなことになっていくと、よくZEHだとZEBとかって話、横文字を聞くと思うのですがゼロエネルギーハウスって、住宅を建てる時に屋根に太陽光パネルをやって蓄電もあったり、断熱、また暑さにも強い。エネルギーを家の中で賄っていくみたいな。そういった省エネルギーハウスもやっているところもありますよね。ですからそういったところに町がこういった形で後押ししていくのか、そういったところを含めて安平町全体でゼロカーボンを目指していかなければならないことになろうかと思えますので、一つ一つではなくトータルで今プランを作りながら来年には国が進めている先行自治体、その100と言われてはいますがその部分にもチャレンジしていきたいと思っています。前段話があった公共交通の話だったり、昨日もちょうど自動運転化のところも実際に乗させていただきましたが、そこも全て人の問題だったりエネルギーの問題だったり全て絡んでくる話ですので、トータルの中で捉えて対応していきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で4番鳥越真由美議員の一般質問を終わります。

---

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会とします。なお、明日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦労様でした。

延会 午後 4時55分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---